

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| 厚生常任委員会会議録 | | | |
|--------------------|--|-----|--------------|
| 日 時 | 平成 26 年 6 月 24 日 (火) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 5 時 5 6 分 |
| 場 所 | 第 1 委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 中島委員長、吹田副委員長、川畑・斉藤（陽）・上野・齋藤（博）・佐々木（茂）各委員 | | |
| 説明員 | 生活環境・医療保険・福祉・病院局経営管理各部長、保健所長 ほか関係理事者 | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 | | | |
| 委員長 | | | |
| 署名員 | | | |
| 署名員 | | | |
| 書 記 | | | |

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後の初の委員会ということで、部局ごとに異動した理事者の紹介をしていただきたいと思います。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、上野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「北しりべし広域クリーンセンター平成25年度稼働実績等について」

○（生活環境）管理課長

北しりべし広域クリーンセンターの平成25年度稼働実績等について、配付いたしました資料により、概要を報告いたします。

1 ページのごみ焼却施設については、受入れ量が4万2,637トンで、前年度と比較して1,459トン減少しました。そのうち、本市からは3万6,224トンの搬入があり、前年度より1,458トン減少しました。

一方、焼却量は4万2,920トンで、前年度より1,016トン増えました。

また、灰溶融炉は、国及び北海道電力からの節電要請により、一時休止しております。

次に、2 ページのリサイクルプラザにつきましては、受入れ量は不燃ごみが3,123トン、粗大ごみが2,743トン、合わせて5,866トンを受け入れ、どちらも前年度より増加し、破砕・埋立て、焼却及び資源化した量は6,464トンとなりました。

一方、資源物系は3,630トン受け入れましたが、そのうち132トンは、平成25年度より受入れを始めた余市町をはじめとした5町村からの缶であります。

また、処理量は3,473トンであり、そのうち3,089トンを資源化いたしました。

次に、3 ページから5 ページの環境監視項目については、全項目で管理値を満たしております。

○委員長

「小樽市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要領の一部改正について」

○（医療保険）国民保険課長

小樽市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要領の一部改正について報告いたします。

資料をごらんください。

初めに、「1 取扱要領一部改正の経過について」であります。国民健康保険の被保険者が医療機関窓口で支払う一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いにつきましては、国民健康保険法第44条で、特別の理由がある場合、減免等ができる旨の規定があるほか、昭和34年の厚生省保険局長通知によりましてその取扱いが定められていたところでございますが、いずれも具体的な基準までは示されておりました。

その後、平成22年9月に国から具体的な減免基準等が示されたことから、小樽市におきましても、国の基準に沿った取扱要領を作成し、平成23年6月1日付けで設置、施行したものでございます。

国の基準は、災害、失業等により生活が著しく困難となり、収入が生活保護基準額以下、かつ預貯金が生活保護基準額の3か月以下の場合、入院の療養費について減免できるとしてあります。

小樽市の要領もこの基準に準拠し3年を経過いたしました。減免等の実績がないこと、また道内主要都市の実施状況などを参考として検討してきた結果、減免等の対象範囲を拡大することとし、平成26年6月1日付けで取扱

要領を一部改正したものでございます。これによりまして、道内主要都市と同レベルの基準となったものです。

次に、「2 主な改正箇所」ですが、まず対象療養費につきましては、これまでの入院のみから全ての療養の給付に拡大いたしました。

次に、収入の定義につきましては、給与の場合を例にとりますと、これまでは総支払額に所得税、住民税、社会保険料等を含んでおりましたが、今回の改正ではそれらを控除した後の額としています。

次に、免除基準についてですが、収入月額が生活保護基準額以下の場合、免除としていたものを実収月額が生活保護基準額に 3 万 5,400 円を加えた額以下とし、免除基準額を引き上げました。

最後に、減額の規定についてですが、改正前は免除のみで減額の規定はありませんでしたが、新たに医療費の負担可能な割合に応じて、20パーセントから80パーセントまで4段階の減額規定を設けました。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成26年第1回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

資料をごらんください。

議員の任期満了による北海道後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の結果についてであります。平成26年5月21日に選挙会が開催され、当選人が決まりました。

町村長区分では瀧孝安平町長、山下英二大空町長、町村議会議員区分では山須田清一猿払村議会議員、以上3名について、いずれの区分も候補者が欠員数を超えないため、無投票により当選しております。

○委員長

「小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書について」

○（福祉）子育て支援課長

「小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書」について報告いたします。

1 ページをお開きください。

この報告書は、昨年11月、就学前児童の世帯及び放課後児童クラブ利用世帯を対象に行った2種類の調査の結果をまとめたものであります。

就学前児童世帯への調査は、児童数4,302人のうち、およそ半数近くの2,000人の世帯を住民基本台帳から無作為に抽出し、配布、回収とも郵送によって行い、また放課後児童クラブの利用世帯への調査は、小学校1年生から3年生までの在籍児童を対象に、各クラブを通じて配布、回収を行いました。回収数、回収率は、記載のとおりであります。

次に、調査結果報告書の概要ですが、1 ページ前の目次をお開きください。

就学前児童の世帯の調査結果は3 ページから81ページまでに掲載しており、「お子さんと家族の状況」から始まり「その他」までとなっています。

放課後児童クラブ利用世帯の調査結果は82ページから92ページまでに掲載しており、「お子さんと家族の状況」から「放課後の過ごし方」までとなっています。また、93ページ以降には関連する資料を掲載しています。

このたびの調査内容に基づく結果は本報告書のとおりとなっており、この調査の実施は「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた幼稚園、保育所、子育て支援事業などの現在の利用状況と今後の利用希望などを把握する目的もありますので、これらの集計につきましては、別途作業を進めているところであります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第8号について」

○（生活環境）生活安全課長

議案第 8 号小樽市暴力団の排除の推進に関する条例案について説明いたします。

なお、本条例の概要につきましては、平成26年第 1 回定例会厚生常任委員会においてパブリックコメントの募集を行う際に、既に報告しておりますことを申し添えます。

初めに、条例制定に至る経緯についてですが、暴力団排除の取組は平成 4 年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行され、平成23年 4 月には北海道暴力団の排除の推進に関する条例が施行されました。

その後、北海道からの要請もあり、市では、内部の検討会議を設けて条例に盛り込む内容を検討の上、条例の原案の概要について 3 月 3 日から 4 月 1 日までの30日間、パブリックコメントを行ったところであります。結果としては、市民等からの意見はなかったものです。

次に、条例制定の必要性ですが、北海道の条例においては、暴力団の排除に関して基本理念が定められるとともに、道・道民・事業者等の責務が明らかにされ、道及び事業者等が講ずべき措置、暴力団事務所に関する措置など、暴力団排除の推進に必要な事項が定められております。

しかし、道条例には、市が発注する事務事業や市の公の施設からの暴力団排除については規定されていないことから、これらの内容を盛り込んだ市独自の条例を制定するものです。

条例の主な内容ですが、第 1 条では、条例の目的として、暴力団の排除における市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることで、暴力団対策法、道条例と相まって暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、さらに地域経済の健全な発展に資することを規定しています。

第 5 条では、「市の事務事業における措置」として、暴力団員、暴力団関係事業者を、市が実施する入札に参加させない等の措置、また契約の相手方に対し下請契約等の相手方から暴力団員、暴力団関係事業者を排除する措置を講ずるように求めるものとしております。

第 6 条では、「公の施設の利用に係る措置」として、市の設置する公の施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずることとしています。

なお、本条例は、本定例会で御審議をいただき、本年 9 月 1 日の施行を予定しております。

○委員長

「議案第 9 号について」

○（福祉）本間主幹

議案第 9 号工事請負契約について説明いたします。

銭函保育所新築の工事請負契約を、福島・板垣・小杉共同企業体と締結するものであります。契約金額は、2 億 3,706 万円であります。本定例会の議決後、速やかに契約を締結し、平成27年 4 月 1 日から新しい保育所での保育を開始いたします。

○委員長

「議案第12号について」

○（生活環境）浅野主幹

議案第12号不動産の譲与について説明いたします。

このたび真栄町会に譲与いたします小樽市真栄 1 丁目155番 1 の宅地、736.38平方メートルは、真栄町会が現在建替え工事を行っている真栄会館の用地であります。

旧真栄会館の建設当時は、北海道の普通財産であり、北海道から真栄町会に対し土地の早期購入を求められておりました。しかし、同町会としては、財政が厳しいことから、有利な条件で市が土地を確保していただきたいと、昭和60年11月、市に対し要望があったものです。そのため、市は、北海道と協議し、市が公共用として土地を取得し、町会へ無償貸し付けすることを条件に、2分の1減額した金額で譲渡を受けられることとなりました。これを

受けて、昭和61年3月に市が北海道から土地を取得し、翌4月に町会との土地無償貸付契約を交わして現在に至っているものです。なお、土地取得費相当額（330万2,700円）は、町会から寄附を受けています。

また、市と町会との間で、町会から希望があるときは、議会の議決を経た後、無償で所有権を移転することなどを定めた覚書を交わしております。

このたび真栄町会が認可地縁団体として法人化されたことに伴い、本年4月25日付けで同町会より、会館用地として譲与の要望書が提出されましたので、市議会の議決をいただいた上で譲与するものであります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要領の一部改正について

まず、国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要領の一部改正について質問します。

この取扱要領第2条第2項の被保険者の入院の療養費を全ての療養費に変更するということですが、全ての療養費の範囲について説明していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

全ての療養費の範囲でございますが、入院のほかに外来、調剤、歯科、コルセットなどの補装具代、柔道整復師、はり・きゅうの施術費などが対象となっております。

○川畑委員

今までは入院だけだったものですが、範囲を大きく広げたということですね。

次の項は収入の定義としては、たぶん給与であれば支払総額から、事業収入であれば必要経費のほか、所得税、住民税、社会保険料等を控除した額に変更するということですが、その理由についてお聞かせいただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

収入の定義についてでございますけれども、以前、国に収入の定義について照会をした際に、税あるいは社会保険料等を控除した額を収入とした場合は、国の基準よりも広い範囲で減免を行うことになるため、特別調整交付金の対象とならない旨の回答がありましたので、控除前の総収入で判断することとしておりました。しかし、道内主要都市の状況を調査したところ、ほとんどの都市が税、社会保険料等を控除した後の実収入としていることから、このたびの改正で見直しをしたものでございます。

○川畑委員

それは国との関係で問題が起きてこないでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

確かに国の特別調整交付金の対象とはならないということになりますが、国の特別調整交付金の対象外となった部分については道の特別調整交付金の対象になることになっておりますので、特段支障はないと考えております。

○川畑委員

次の免除基準という項目に生保基準額というのがあり、この基準額に3万5,400円を加えるとあるのですが、まず生保基準額とは何を指しているのか、示していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

生保基準額ですが、国の基準で生活保護法第11条第1項第1号ないし第3号とされておまして、第1号は生活扶助、第2号は教育扶助、第3号が住宅扶助となっておりますので、この三つの合計になっております。

○川畑委員

生活扶助というのは、年齢による構成と家族数による構成、それに教育扶助と住宅扶助を加えたものかどうかという点でいいのですか。

○（医療保険）国保年金課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

生保基準額に加える 3 万 5,400 円について、説明をお願いできますか。

○（医療保険）国保年金課長

この 3 万 5,400 円につきましては、高額療養費の非課税世帯の 1 か月の自己負担限度額の相当額ということで、生保基準に医療費の負担分を考慮したことになっております。

○川畑委員

高額療養費の非課税世帯の 1 か月分だということですね。

減額規定の「ア減額対象」のところには、8 万 100 円という金額の記載もあるのですが、これとの違いを説明していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

減額対象の 8 万 100 円ですが、これは同じく高額療養費の一般課税世帯の 1 か月の自己負担限度額の相当額ということで、この額を加えています。

○川畑委員

今までは入院だけが基本だったのですが、今回、変更したきっかけは何なのか、主にどういう原因でそういうふうに変えることになったのか、聞かせていただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

先ほどの報告でも申し上げましたけれども、取扱要領を設置したのが平成 23 年 6 月ですが、それ以降、これまで実績がなかったということ、また過去の議会答弁などを踏まえて道内主要都市の状況を調査した結果、今回の対象範囲を広げるということで、取扱要領を一部改正したということでございます。

○川畑委員

平成 23 年 7 月の厚生常任委員会でも、基準に沿ってスタートしたけれども、今後、窓口の相談件数、あるいは申請状況を見ながら検討していきたいという答弁をいただいておりますので、そういう経過もあると思っております。

それで、小樽市だけではなくて、道内の主要な都市との比較ではどういう形になっているのか、わかる範囲で示していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

道内主要都市 12 市を調査しております。対象となる療養費の比較で言いますと、札幌市など 3 市が全ての療養費を対象としております。また、函館市ほか 5 市が入院、外来、調剤、歯科を対象としております。

○川畑委員

では、小樽市はどの範囲に入る形になるのですか。

○（医療保険）国保年金課長

小樽市の場合は、札幌市を含めて 3 市で実施しております全ての療養費という区分に入る形になっております。

○川畑委員

ということは、今まで入院だけだったのが、一挙に道内でもトップクラスの状況になったと言えるわけですか。

○（医療保険）国保年金課長

ほぼ同程度のレベルまで広がったこととなります。

○川畑委員

ただ、一部負担金の減免の関係では、対象者に変更がないと思うのです。今までの三つの条件といいますか、災害等で重大な損害を受けた場合、干ばつ等で収入額が著しく減少した場合、あるいは業務の廃止や失業等によって収入が大きく下がった場合、そういうのが対象だったと思うのですが、小樽市ではそれまでにこの制度による一部負担金の減免や徴収猶予の該当がどれだけあったのか、その辺を把握していたら聞かせてください。

○（医療保険）国保年金課長

この制度の該当者でございますが、先ほどの報告でも申し上げたとおり、実績がないということでございます。平成24年度に申請が1件ございましたが、これは取扱要領の必要な要件を満たしていないということで、非該当となっております。そのほかにも数件の相談はありましたが、申請には至っていないと聞いております。

○川畑委員

先ほどの3条件に該当するというのは、おいそれとはないのだろうと。あつてはならないのだろうけれども、そういう点ではほとんどない状況の中で、今回、一部改正したことにより、今後、該当者が出てくる可能性というのはどうなのでしょう。

○（医療保険）国保年金課長

そのあたりは全く予想がつかない状況になります。

○川畑委員

前にこの問題を取り上げたときにも言いましたが、今は無料・低額診療という制度がありまして、市立病院にはないのですけれども、例えば済生会小樽病院、勤医協、掖済会病院、あるいは協会病院というところでやっていますので、それらの制度と同じように、国保の一部負担金の減免及び徴収猶予の制度で低所得者に対応できるように変更してもらえれば一番いいと思うのですが、その辺の検討についてはどうなのでしょう。

○（医療保険）国保年金課長

恒常的低所得者を対象にするという点についてですが、国の基準を見ましても、この制度は緊急的な意味合いで実施されることを想定していると考えております。また、現在、低所得者などを対象に社会福祉法人など医療機関が実施している無料・低額診療事業は、社会福祉法の関係で行われているということになりますので、恒常的低所得者までに対象を広げるといことにつきましては、医療保険の範疇を超える部分があるのかと考えてございます。

また、さらに減免した療養費につきましては、先ほども申し上げましたけれども、2分の1は国あるいは道の補助がございしますが、残り半分は保険料で負担することになりますので、保険料が上がる要因にもなるということで、加入者の理解が得られるかどうかという課題もございします。その辺がございしますので、なかなかそこまで範囲を広げるというのは難しいと考えてございます。

○川畑委員

先ほど言った無料・低額診療事業とは趣旨が違うということなのでしょうが、やはり低所得者にどう対応できるかということが一番関心のあることです。その辺をどういうふうに持っていつてもらえるのか、一番関心を持っていることとございます。

生活保護を受給されている方々は生保によって医療を受けることになると思うのですが、もし、低所得ではあるが生活保護に該当していないという国保加入者が病院にかかった場合は、市役所のどこに相談すればいいことになるのですか。

○（医療保険）国保年金課長

国保の加入者につきましては、まず国保年金課で一部負担金の減免等に該当するかどうか、話を伺うことになり

ます。その結果、非該当となった場合には、必要に応じて生活支援課に案内するという事で考えております。

○川畑委員

ということは、一部負担金の減免等が該当にならなければ、生活支援課で生活保護に該当するのかどうかを検討してもらおうと、そのようなことになると思うのですが、本人が入院されていて生活支援課に伺うことができない場合には、どのような対応をされるのか、生活支援課にお尋ねします。

○（福祉）生活支援第 1 課長

入院されていて生活保護の申請のために市役所に来られないという方がいましたら、病院から要保護者がいますという連絡を受けますので、そうした場合には、担当が病院に伺って御本人と話をし、申請の意思があれば、その場で生活保護申請を受けるという対応をしております。

○川畑委員

そういう点では、いざ困ったときには、電話連絡でもまず受け付けてもらえるということですね。

○（福祉）生活支援第 1 課長

連絡については、電話でも受け付けております。

○川畑委員

では、国保加入者を生活支援課で受け付けた場合、どのような対応をしていくのか、その辺の手順を聞かせていただけますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

国保加入者に限らず生活保護の申請を受けた場合、その方の収入などを勘案して要否判定を行っていくことになります。その結果、生活保護に該当するとなりましたら生活保護の適用、要否判定の結果、最低生活費を上回っている収入があるといった場合には、生活保護申請が却下されることになります。

○川畑委員

一般的に生活保護を受ける場合は、申請をしてから 2 週間くらいの期間が必要になりますよね。その 2 週間くらいの期間に病院の支払の関係などを請求された場合、その辺はどのようなことになりますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

申請を受けてから決定までに約 2 週間かかるのですが、決定されますと申請日から生活保護が適用になります。しかし、決定するまでは、生活保護は適用できません。医療扶助の適用になるかわからないことから、病院によっては、その期間の医療費を本人に請求することがあります。その場合については、御本人と病院との間で支払方法を御相談していただくことになるかと思いますが、この場合については、本人が支払をした後で生活保護の適用が決定しますと、医療扶助が適用されますので、本人には支払った医療費が戻ることになります。

○川畑委員

もう一つは生活保護にならなかった場合についてですが、国保の場合にはどういう形になっていくのか。例えば高額療養費の適用がどのようになるのか、そういうふうになったときの申請以降の手順について簡単に聞かせていただけますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

高額療養費の面で言いますと、例えば国保の場合、国保の特例高額療養費がございます。これは生活保護を申請していただいて、一般の高額療養費 8 万 100 円を適用すると生活保護に該当する、しかしながら非課税世帯の 3 万 5,400 円の高額療養費を適用すると生活保護には該当しないという概念です。特例高額療養費に該当するという理由で生活保護の申請を却下して、その却下通知をもって国保で高額療養費の特例手続をしていただくということになっております。

○川畑委員

私は、前に介護保険の関係の方が境界層という取扱いをされているという質問をしたことがあるのですが、要するに生活保護が却下されて、その上で特例の高額療養費の請求という形になっていくと、そういう解釈でよろしいですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

そのとおりです。介護における境界層というものが、国保などで受ける特例高額療養費該当ということになるのかと思います。

○川畑委員

◎子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告について

次に、先ほど報告をいただきました子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告について、若干質問したいと思えます。

まず、この調査の実施は、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた、幼稚園や保育所、あるいは子育て支援事業などの現在の利用状況と今後の利用規模などを把握するためと伺っているのですが、実際の調査実施の目的は何なのか説明してもらえますか。

○（福祉）子育て支援課長

委員がおっしゃいました子ども・子育て支援事業計画を、今後、策定していきますけれども、その際に現在の幼稚園、保育所等の利用状況、また、このアンケートによる利用見込み、そういった形で一定程度需要を把握して計画にしていくという部分がございます。あわせて子育て支援サービスに関する状況でありますとか、御要望などを把握するための調査でございます。

○川畑委員

政府は2015年4月から関連3法による子ども・子育て支援制度の本格実施を目指して、新制度の実施自治体であります市町村に国の方針を踏まえて本年10月から認定手続など新しい制度の具体的作業に入るよう求めているようですが、その一環としての調査ということになりますか。

○（福祉）子育て支援課長

子ども・子育て支援新制度の関連ということでは、関連するものでございます。

○川畑委員

ニーズ調査報告書を見せていただいたのですが、全てを質問するというにはなりませんので、その中から何点か質問させていただきます。

最初に、子供と家族の状況の問題ですが、問5では、配偶関係について「配偶者がいる」というのが88.3パーセント、「配偶者はいない」というのが10.9パーセントとなっています。また、問9では「お子さんをみてもらえる親戚・知人はいますか」という質問に、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」というのが31.4パーセントで、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」というのが61.1パーセントと圧倒的に多いわけですが、その反面、「いずれもない」というのが9.5パーセントあるのです。それで、子供を見てもらえる親族や知人のいずれもないというのが子供の家族状況とほぼ一致していると思うのですが、これらについては調査結果をどのように受け止めているのか、聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

二つの設問で、子供を見てもらえる方がいないという回答が、少数ではございますけれども出ております。こうした場合につきましては、子育て支援サービスの受皿が一定程度必要ではないかというふうに認識しています。

○川畑委員

先ほど言ったように、「いずれもない」というのが9.5パーセントあるのですが、私の想像では、シングルマザー

一などで子供を預けるところがないということがこの数字に出ていると思うので、これらに支援すべきではないのかと思うのですけれども、そのような対応についてはどう考えているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど一定程度受皿が想定される旨の答弁をしておりますが、現状におきましては、一時保育事業やファミリーサポートセンター事業などを実施しておりますので、こうした事業の中で対応していきたいと考えております。

○川畑委員

次に、報告書の10ページにある問11ですが、子育てをする上で周囲からどのようなサポートがあればいいかという質問に対して888件中313件の回答があり、「行政の子育て支援サービス」を求めているのが213件で66パーセントと、行政による子育て支援サービスを強く求めているわけです。行政の子育て支援サービスに関する意見については、「緊急の場合などの託児サービスの充実」が31件で14.6パーセントあります。また、保育環境等の整備に関する意見では、50件のうち「一時保育の充実」が8件となっている状況があります。

次世代育成支援行動計画おたる子育てプランでは、一時保育事業で実施保育所の拡大を目標に掲げているわけですが、平成22年度の実績と24年度の実績を見ても、事業量は何ら変わっていないと思うので、計画を実行していくべきではないかと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○（福祉）子育て支援課長

一時保育の拡大に関する御質問でございますけれども、次世代育成支援行動計画の中でも位置づけておりますが、近年、利用状況があまり芳しくないということもございまして、拡大については行っていないところでございます。今回のアンケート結果の内容や利用状況など含めて、引き続き検討が必要な課題であるというふうに認識してまいります。

○川畑委員

緊急の場合などの一時保育の充実は、市民から根強い要望があるのだと捉えているのですが、その辺の要望に応えるつもりがどの程度あるのか、その辺を聞かせていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回のアンケート調査で直接このように自由記載で出ている部分もございまして、今後の市町村の事業計画づくりの中では一定程度事業量を算出してという検討もございまして、先ほど申し上げたこともあわせて、今後検討していく課題だというふうに思っております。

○川畑委員

問17では、子供の病気やけがで通常の事業が利用できずに、特別な対応をとる必要があったという回答が64.6パーセントありました。この結果から、病児・病後児保育の要望の強さを感じるわけですが、先ほど申し上げた保育環境等の整備に関する意見では、「病気や病後時の際の保育の充実」というのが50件のうち7件と上位を占めています。病児・病後児保育についても、事業計画は後期実施計画で1か所開設を目標に掲げているわけですが、今のところまだ実施されていない状況です。

そこで、病児・病後児保育を早急に実施する必要があると思うのですが、その辺についての計画というか、考え方について聞かせていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

病児・病後児保育の実施につきましては、この間の取組の中で一定程度、課題が明らかになってきております。申し上げますと、市内には小児科の医師が少ないということ、事業を実際に実施する適当な施設が現状においては、新たな施設整備を行うには相応の財政負担を伴う、この運営に関する国の補助などが低額である、そういったことが課題であると考えております。これらにつきまして、やはり大切な、必要なことというふうに考えている現状でございます。

○川畑委員

要するに、平成26年度実施の見込みが立たないかどうかというのを聞きたいのですが、今は対処方法として、父親あるいは母親が休んだと答えた方が378件で94パーセントに達しているわけです。それで、病児・病後児保育の事業の意向については40パーセントぐらいが「できれば利用したい」と答えていますし、小児科に併設した施設の保育を望んでいるという方が76パーセント以上あるわけです。多くの方が病院併設型を望んでいるのですが、小樽市の新しい病院の開院に向けても、市民の要望が受け入れられていないという実情だと思うのです。それらも含めて、26年度実施の見込みが立つのかどうか、その辺について聞かせていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

病児・病後児保育の平成26年度中の実施でございますけれども、先ほど申し上げました課題の内容からいたしますと、26年度中は難しいものというふうに考えております。また、新市立病院の関係もございましたが、それにつきましては、22年度においてこうした関係についての協議を行いましたけれども、そうしたことには至りませんので、現状からまた引き返すことにはならないものというふうに考えております。

○川畑委員

この部分だけを聞いているとなかなか進まないの、次の項目に移りますが、少し気になったのは、休日保育事業の問題です。子育てプランでは実施保育所の拡大を掲げているわけですが、保育環境等の整備に関する意見の回答では、休日保育の充実をしてほしいという要望が50件のうち9件あるのです。平成24年度の実施状況も民間の認可保育所1か所のままで拡大されていませんが、行政の子育て支援を求められているわけですから、後期実施計画の期限内での実施が実現できないものかどうか、休日の保育事業についての見解を聞かせていただきたいと思えます。

○（福祉）子育て支援課長

その9件の内容につきましては、自由記載の中での御要望でございます。内容につきましても、相違はあるものというふうに思っております。御要望としては一定程度ございますが、平成26年度中に直ちに実施とは考えていないところでございます。今後、こうした需要については、引き続きこうしたアンケートの全体を含めて、いろいろ考えていくべきものというふうに考えております。

○川畑委員

病児・病後児保育も休日保育も後期実施計画の中にはのっているけれども、その取組はなかなかできないのだということなのでしょうか。

母親の就労状況については、特に母親がフルタイムで就労しているというのがこの調査の中では191件あります。また、パートやアルバイトで就労しているというのが230件あって、就労する母親は47.4パーセントで、約半数近くが就労しています。その中でも、以前は就労していたけれども、現在は就労していないというのが345件で、39パーセント近くなります。そのほかの項目の中でも1年以上先に就労したいというのが212件あるのですが、現在子育て中ということなのではないでしょうか。家計を守るための奮闘ぶりがうかがわれるわけですから、これらを支援するためにどうすべきなのか、どのように受け止めているかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

既に働いている方も半数近くおられますし、今後就労したいという希望も一定程度出されております。保護者の選択にもよりますけれども、幼稚園若しくは保育所などを利用される方も出てくるのではないのかと思っております。必要な保育サービスの利用につきましては、動向を見つつ、対応していかなければならないという認識でございます。

○川畑委員

◎介護保険について

次の項目に移りまして、介護保険についてであります。

介護保険については、社会保障制度を変質させるという医療・介護総合法案が今月18日に参議院本会議で自民・公明両党の賛成で可決が強行されました。その主な内容については、介護に当たっては、一つ目に、全国一律の予防給付が市町村の地域支援事業に置きかえられる。二つ目には、一定の所得のある方を利用料を1割負担から2割に引き上げる。三つ目には、2015年4月から特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定してくる。そして四つ目には、低収入で介護施設に入所する人に補給給付の縮小をする、そういう大きな内容だと思うのです。

そこで質問ですけれども、要支援の訪問・通所介護を保険給付から外して市町村の地域支援事業に置きかえるわけですが、厚生労働省はこれまで受けられた専門的なサービスは2025年には5割程度に激減するという試算を採決間際になってから提出していたという報道がありました。本市がそのまま受けることになれば、逆に市民を裏切ることに加担することになるのではないかと思うのですが、そんなことでいいのかどうか、見解を聞かせていただきたいと思えます。

○（医療保険）介護保険課長

要支援者の訪問・通所サービスを地域支援事業に移行することに関しまして、厚生労働省は、専門的サービスのサービス量は現状維持としまして、高齢化のピークとなる平成37年度にはNPOやボランティアなどが提供する多様なサービスと専門的サービスがそれぞれ5割程度になるとの試算を示しているところであります。今後、サービス量が増える分につきましては、多様なサービスに変えていくと仮定しているもので、サービスの量を削減するものというふうには考えておりません。

○川畑委員

年金収入であれば年間280万円以上で2割負担になるというが、それは世帯ではなくて個人ごとに判断されるというふうに報道されています。厚生労働省は介護を受けている高齢者の約1割に当たる50万人程度が2割負担になるだろうと言っているわけですが、2割負担になるかどうかは世帯ではなくて個人ごとに判断されるという点からは、例えば年金生活の夫婦で夫の年金が300万円、妻が100万円の場合は、夫だけが2割負担になり、妻は1割です。夫婦の年金が200万円ずつであれば、ともに1割ということになります。どちらにしても年金受給者にとっては、大きな負担ではないかと思うのですが、これらについてどのように考えておられますか。

○（医療保険）介護保険課長

今回の制度改正につきましては、高齢化の進展に伴う介護事業の増加が見込まれる中で、制度が持続できるようにするためのものでありまして、一定の所得や資産のある方の利用者負担の見直しについては、やむを得ないものというふうに考えております。

○川畑委員

中央社会保障推進協議会という団体がありまして、そのアンケートに移行可能と答えた自治体は17.5パーセントと報道されておりました。北海道社会保障推進協議会から市町村に介護保険緊急アンケートがされているので、小樽市もこれに答えていると思うのです。そこで、要支援の地域支援事業の移行について、市は、通所介護と訪問介護のみ既存の介護事業所を活用することで可能と答えているというふうに伺いました。小樽市は移行可能と答えた自治体の17.5パーセントの中に入るわけですが、既存の介護事業所を活用するといいますけれども、具体的にどのようにして活用するのか、説明していただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

委員からお話のありましたアンケートにつきましては、要支援者の地域支援事業への移行について可能か不可能かの二者択一の設定であったため、全く不可能ではないという考えの下で可能と回答しております。

既存の介護事業所を活用するという点につきましては、現状ではNPOやボランティアといった受皿がない中で、必要なサービスを今後提供していくためには既存の事業者と協議した上で、市の事業として引き受けてもらう

ことは可能ではないかといった考えの下で回答したものでございます。

○川畑委員

事業所と具体的な話し合いをした上で答えたのですか。

○（医療保険）介護保険課長

回答に当たって、事業所との協議は行っておりませんので、協議等はこれからということになると思います。

○川畑委員

現在の要支援サービスを継続できるのかどうかというのが私の一つの疑問なのです。現在は要支援 2 であれば認知症対応のグループホームを利用できますが、これまでと同じサービスが受けられる保証はあるのかどうか、まだはっきりした面はないかもしれませんが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○（医療保険）介護保険課長

要支援者の地域支援事業への移行につきましては、現在のところ訪問介護と通所介護に限られているということですので、その他のサービスについては、これまでどおり介護予防給付として保険制度の中でサービスが提供されるというふうと考えております。

○川畑委員

次に、利用者がサービスを選択できるかどうかという問題があると思うのですが、訪問介護や通所介護にかわり得る多様なサービスを確保できる見通しはあるのかどうかをお聞きます。

時間がありませんので、まとめて質問しますが、一般質問では要介護 2 以下の受入先は基本的には在宅、訪問介護や通所介護サービスなどの在宅サービスを中心に必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用させていただくと、そういう答弁をいただいているわけです。しかし、今定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用は実態として非常に少ないと伺っているのですが、利用が少ない原因は何なのか。また、利用者の要望に応えていけるかどうか、その辺を聞かせてください。

○（医療保険）介護保険課長

まず、多様なサービスにつきましては、どのようなサービスが必要になるのか、今後国から示される予定でありますガイドラインなどを参考にしながら検討していくことになるかと考えております。

○川畑委員

必要な総事業費が確保されるのかという問題が疑問としてあります。国の財源措置は、既存の地域支援事業に加えて、介護予防給付に見合う財源が措置されると、そういう答弁をしているわけですが、国が見合う財源を措置するのであれば、あえて予防給付を市町村事業に移す必要性はないと思うので、これらについて保障が確保されるかどうか、その辺の見通しについて聞かせていただきたいと思っております。

○（医療保険）介護保険課長

国からの財源措置についてですが、今のところ国では財源を措置すると言っているわけですので、私どもとしては、それは措置されるだろうというふうと考えております。

○川畑委員

要するに、国を信じていきたいということですか。私はどうもそこが不安ではないのですが、この辺については今後も議論していきたいところだと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎ワクチン接種について

まず、ワクチン接種について質問させていただきます。

高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、私は以前から保健所にぜひ接種に助成をとということでお願いしておりましたが、国で制度化されて定期接種になるということで、その概要についてお聞かせください。

○保健所次長

高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、現在、予防接種法施行令の一部改正を予定してございまして、本年 10 月 1 日施行の予定ということで国からは連絡が来てございます。内容につきましては、65 歳以上の方を対象に予防接種することと、インフルエンザワクチンと同じように 60 歳から 64 歳で身体に一定の持病がある方を対象にするという内容でございます。

○上野委員

高齢者の死因の第 3 位が肺炎ということで、この予防接種が定期接種になることは非常に喜ばしいことであります。定期接種に当たって、接種される方の負担率はどうのように検討されているのか、お聞かせください。

○保健所次長

このワクチンにつきましては、予防接種法で規定されてございますインフルエンザワクチンと同じように、B 類疾病の分類になっているワクチンの予定になっています。インフルエンザワクチンと同じような形で、全道主要都市を調査しましたら、今の段階では 3,000 円前後の負担ということで聞いてございますが、また調査を続けまして、他都市の状況を確認したいと思います。

○上野委員

一般的にワクチンは七、八千円と高価なので、全道的には 3,000 円ぐらいだということで今お答えをいただきましたが、前にも申し上げたとおり、高齢者にとって肺炎は、非常に重大な病気にもつながるものなので、接種しやすいような金額で、そして周知についてもお願いしたいのですけれども、10 月からということで、ワクチンについて今後どのような形で周知していくのかということもお聞かせください。

○保健所次長

まず 10 月 1 日ということで、今は第 3 回定例会で補正予算を提案させていただく準備をしているところなので、その議決をいただきましたら周知したいと考えます。その方法といたしましては、もちろん広報などはやりますが、今少し考えているのは、他都市では個別通知を導入するような都市もございまして、当然それは予算が絡んでくることとございますので、財政部と協議しながらどういった形がいいのか、ただ、たくさんの方に受けていただくというのが、当然重要なこととございますので、一番いい方法で周知したいと考えております。

○上野委員

周知に関しましては、小樽市内にはさまざまな施設が多くございますので、施設でも肺炎等の病気は大変重大な病気になりますので、ぜひ各施設には徹底した周知をしていただいて、できるだけワクチンを接種していただけるような取組にぜひしていただきたいと思っております。

次に、水ぼうそうのワクチンも定期接種化になるということをお聞きしたので、水ぼうそうについてお聞かせいただければと思います。

○保健所次長

水ぼうそうにつきましても同じ形で、施行令の一部改正で 10 月 1 日の予定ということで国から聞いています。対象につきましては、生後 12 か月から生後 36 か月の間の子供でございます。ただ、平成 26 年については、生後 12 か月から生後 60 か月という経過措置が一部にございますが、原則は生後 12 か月から 36 か月が対象となっております。

○上野委員

水ぼうそうも定期接種化ということですが、以前、国が認めた子宮頸がんワクチンは副作用が非常に問題になりましたので、たぶん今はあまり接種が行われていないと思うのですけれども、水ぼうそうのワクチンについては、

副作用などの危険性を含めたところについて、どのような認識をお持ちでいらっしゃるかお聞かせください。

○保健所次長

定期接種化につきましては、国の専門家会議の中で十分にデータを集めて、有効性・安全性を検証しながら定期接種化になってございますので、水ぼうそうのワクチンについても、これまでに導入されているワクチン、例えば麻疹、風疹ワクチン、BCGなど、さまざまな定期接種化されているワクチンと同様に安全性は高いということで評価されているところでございます。

○上野委員

そうおっしゃると、では子宮頸がんワクチンはどうだったのかということになってしまいまして、国が認めることが全ていいのかどうなのかというのは、そういう前例があるものですから、やはり保健所の中でも危険性というか、安全性というのはしっかり認識しなければいけないのかなと思います。国がそういうふうに定めたからそれで大丈夫だろうというお答えかどうかはわからないのですが、それでは子宮頸がんワクチンは何だったのかという話になりますので、その辺については、ぜひとも小樽市保健所としても、しっかりと御留意されて、いろいろ御調査もしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○保健所次長

子宮頸がんワクチンについても、当然、国では定期接種化に当たって、これまでの治験データの収集の中で一定の安全性が高いということで導入に踏み切ったと思います。しかしながら実際には、ああいった非常に強い疼痛反応を起こして、ある種の社会問題になってございますが、現在におきましても、国ではワクチンと疼痛の因果関係についてはまだはっきりしていないという状況で、子宮頸がんワクチンが非常に副反応が高いワクチンということについて国が最終的な結論を出していないということでございますので、私どもにつきましては、当然国からの通知に従って、今後それを進めるものなのか進めないものなのか、考えていきたいと思っております。

○上野委員

国の判断は出ていませんが、現象として実際に起こっていることではあります。ちなみに、子宮頸がんワクチンが本年度、小樽市内でどれぐらい接種されているのか、お聞かせください。

○保健所次長

今年度の数字はまだわかりませんが、平成25年度は140件でございますので、26年度につきましては、恐らく接種者はさらに低いということは考えられますが、現在は数字を持ってございません。

○上野委員

私も保健所次長の言うとおおり、たぶん低いであろうと思います。

また、私はインフルエンザワクチンについては何回もお願い申し上げておりますが、インフルエンザは毎年起こることで、今は夏ですが冬になったら当然はやってきます。現在、インフルエンザワクチンを接種して亡くなった方などはあまり聞かないし、定期接種は法令で決まっているからしなければならぬというのもそうですが、それによって子宮頸がんワクチンのように実際に副作用が起きてしまうこともあります。そう考えたときに、やはり定期接種だからやらなければならないではなくて、それも当然国の定めですから必要ですが、市としては、そういうよいものに関しては独自に進めるように、ぜひともお考えいただきたいと思っております。ワクチンの話はここまでなのですが、最後に一言だけお聞かせいただければと思います。

○保健所次長

小樽市は、以前から定期接種という考えで答弁させていただいておりました。国がどうして定期接種にするかといいますと、まず基本的にワクチンを打つことによって科学的に非常に有効性が高い、また、それによって重症化の防止も当然期待できる。当然、医療費の削減についても非常に有効で、入院率を大幅に下げるとか、入院日数を短くするというデータを収集した中で、もちろんその安全性も評価した中で定期接種化してございます。

インフルエンザワクチンにつきましては、現在65歳以上の方については法定接種になってございますが、過去には、もちろんインフルエンザも予防接種法の中で臨時的な予防接種ということで、現在の臨時接種とは少し内容が違うのですけれども、そういった形で小学生、中学生に集団接種していました。実際にその有効性が果たしてあるのだろうかという検証の中で、社会的に蔓延を防止するまでの有効性ははっきりしないという答申がございまして、その後、平成12年に乳幼児に対するインフルエンザワクチンの予防効果も検証してございますが、やはりそこでもはっきりしないと。学童については、例えば低学年がインフルエンザの発病のリスクを1とした場合、高学年が0.2というデータもございます。つまり、学童にインフルエンザワクチンを予防接種したところで、統計的には効果が明確にならないということも事実なので、国の答申を、専門家会議の話を読み上げますと、小児科学会としては定期接種として多くの人に一齐にワクチンを勧めるというほどの効果は残念ながら認められていないので、現行のまま定期接種化にはしなくてもよろしいのではないかとというようなはっきりした議事録もございますので、医学的に有効として認められないものについて、補助といえども取り入れるのはなかなか難しいのではないかとこの考えの中で、予防接種法で決まっている定期接種を小樽市としては導入してそのままやっているということで御理解いただきたいと思えます。

○上野委員

私が何かインフルエンザワクチンの質問をするであろうという前提の下にいろいろ資料を御用意されたのかと思えますけれども、御意見は確かにいただきました。

しかし、実際に子供を持つ親とすれば、では、なぜ毎年インフルエンザワクチンを打つのか、そういう部分もあると思うのです。以前から、事例として、いろいろな市町村で取り組んでいるという話をしていますが、この予防の実証という数値だけのデータではなくて、実際に保護者が冬季になると子供に対してインフルエンザワクチンを打っている実情をぜひお調べになって、以前は資料がないと言っていましたけれども、実際にテレビ等のメディアでも出されるように、毎年のように必ず打つ実例があるわけです。ということは、やはり子供への接種に対する親のニーズはあるわけです。

少し話が変わりますが、少子高齢化などの対策として子供に対するうんぬんかんぬんでそういう施策を考えなければいけないという中では、親が必要としているニーズの中に私は入るのではないかと思います。それは保健所の考えや数値とはまた別の次元の話かもしれませんが、小樽市全体として考えれば、そういうことを視野に入れる必要があってもいいだろうと思っておりますので、今後ともこういう質問をさせていただきたいと思えますので、ぜひともそういう観点からもお酌み取りいただければと思います。

◎フッ化物洗口について

次に、フッ化物洗口についてお聞かせいただきたいと思えます。

昨日の予算特別委員会で、教育委員会に対しましてフッ化物洗口の質問をさせていただきました。もうかれこれ2年ぐらいになると思うのですが、北海道では北海道の子供の虫歯が非常に多いということで、フッ化物洗口を推進したいと。その中で、小樽市もそれに準じてぜひフッ化物洗口をやることはできないのかということで、教育委員会には何度も質問させていただきましたが、なかなか前に進んでいかないという状況の中で、昨日の予算特別委員会では、研修会を開いて、そして新聞の中では来年はモデル校ということでやっていきたいという答えがありました。今回、研修会を開く中では、教員や保護者など、そういう方々に研修会を開いていくということですが、まずお尋ねしたいのは、保健所では乳幼児に対するフッ化物塗布を行っていますけれども、フッ化物の安全性に対する保健所の認識をお聞かせください。

○保健所長

フッ化物の安全性と効果という御質問かと思えますが、これらにつきましては、既にオーソライズされた経過が出ておりますので、そのとおりだと思います。つまり、フッ化物の大量投与によります急性中毒もありますし、安

全域での投与における安全性も認められております。有効性につきましては、う歯についての有効性は認められておりますが、う歯と申しますのは多因性の疾患でございますので、フッ化物のみで予防を考えるものではないということも言われております。

○上野委員

ちょっと微妙な答弁で、いい面も悪い面もあるということですが、保健所ではフッ化物塗布を現在も行っています。昨日の教育委員会の話では、現在フッ化物洗口を行っているところで大きな事故などはないということですし、フッ化物洗口の溶液を大量に摂取するとそういう事故というか、危険になる可能性があるけれども、現在のところはなしということでした。そこで保健所としては、フッ化物洗口は有効であるとお考えなのか、フッ化物洗口はやめたほうがいいのかとお考えなのか、フッ化物塗布をされているのですから、たぶんフッ化物洗口に対してもそれなりの見識はおありだと思うのですが、どのようにお考えなのか、保健衛生の面からお聞かせいただければと思います。

○保健所長

現在、教育委員会で進められている事業につきましては、教育委員会が所管しているものというふうに認識してございます。

子どもは、先ほど申しましたように、一般的なフッ化物の毒性と安全性、また、う歯に対するフッ化物の有効性はあくまでも限定的なものであるという中で、現在、保健所が進めておりますフッ素の歯面塗布につきましても、今、全面的に見直しをかけているところでございます。ですから、検討中と答えさせていただきます。

○上野委員

見直しというのは、フッ化物塗布の効果があまりないという現状があるのでしょうか。

○保健所長

フッ化物洗口に効果がないというふうには申し上げてございません。

○上野委員

いろいろあるようですが、私は専門家ではありませんし、保健所長のほうが当然専門家であります。ただ、今、教育委員会でフッ化物洗口を進める中で、やはり危険性などに対する正しい認識をなかなか広めにくい状況にあるようなので、今後、教育委員会などの研修に際しまして、専門的な見地から保健所としてのフッ化物塗布についても私はよくわかりませんが、一緒に研修会で学ぶようなことができるものなのかどうなのかと思って質問させていただいた次第であります。昨日、偶然ラジオで歯科医師会の会長の話聞いたのですが、やはりフッ化物洗口によって虫歯が減ってきているというのは実際にあるようであります。フッ化物洗口をすることによって、当然歯磨き等の徹底もしているのしょうから、その辺も当然あってのプラスアルファだとは思いますが、保健所に対しましても、さまざまな専門的な見地からそういうものの危険性も当然ですが、有効性も、ぜひとも正しい認識が市民の皆様、保護者に理解していただけるような取組ももしできるようでしたらぜひお願いしたいと思いき、このような質問をさせていただきました。これに対してのお考えをひとつお聞かせください。

○保健所長

教育委員会が進めております学校教育におけるフッ化物洗口につきましては、既に教育長をはじめ、関係する課長と私どもとで話し合いを済ませてございます。その中で確認いたしましたのは、これは日弁連からも見解が出ておりますが、これは強制的にするものではないという認識の下に、各学校にはそれぞれ学校医もおりますし、学校歯科医もおりますし、学校薬剤師もおりますし、保護者の立場、教員の立場、それぞれの立場で個別にそれぞれの学校でよく話し合いを進めるべきものであるという点に立ちまして、市内におられる各学校歯科医の有識者としての専門家としての御意見をよく聞きながら進めていくということで確認してございます。

○上野委員

わかりました。要するに、ある一定の協議はされているということですので、それはそれで結構でございます。

ただ、ぜひとも保健所には、小樽市内の保健衛生にかかわる分野でありますので、いろいろな御見解があるとは思いますが、教育委員会と協力しながらいろいろ御協議していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

◎地域包括支援センターについて

続きまして、地域包括支援センターについてお尋ねします。

以前にも質問させていただきましたけれども、現在 3 か所にあります。新しい地域包括支援センターをつくるに当たって、それが進んでいるということですので、その進行状況をお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

新たな地域包括支援センターの選考の状況についてですが、応募を本年 4 月 7 日から 5 月 9 日に行いまして、5 社ほどの応募がございました。現在は書類上の審査を行っておりまして、この後 7 月 3 日に外部の方々を中心とした選定委員会によりまして、この 5 社のうち、どれが適当かというプレゼンテーションを行った上でヒアリングを行って選定していただく、その選定委員会からの意見をいただきまして、市長が 1 社を選定していくという形で考えております。

○上野委員

これから選定が始まるということですが、選定委員会のメンバーにはどのような方々が入っているのか、また、選定基準があるならばお聞かせいただきたいと思っております。

○（医療保険）介護保険課長

選定委員会の委員についてですけれども、要綱で定めておりまして、まずは現在設置しております地域包括支援センターの運営協議会の委員から選ぶということと、また、これも現在進めておりますが、高齢者保健福祉計画等策定委員会の委員長に就任していただいております。それと、医療保険部長、中部地域包括支援センターの管理者で委員会を構成しています。

選定の基準については、これまでと同様になりますが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、公平、公正、中立的な業務が遂行できるという形での事業者を選考することとしております。

○上野委員

地域包括支援センターの業務量が非常に多くなっている現状の中で、その必要性があるので新しい包括センターができるのですから、先ほどの基準にございましたように、当然公平に、本当に地域の 1 次的な窓口となるような責任と自覚を持たれた事業所が選定されることを切に願います。

少し話は変わりますが、基本的にといいますか、主に介護保険にのっかって窓口となったのが地域包括支援センターだと思うのですが、今、よろず相談所といいますか、市役所でも何か困り事があれば地域包括支援センターへということで、さまざまな要望や相談が入っているのが現実みたいでございまして。地域包括支援センターの権限の中で処理できるもの、介護保険に関するものもあるのですが、そうではないような案件、例えば障害者の保護者が来て、障害者である子供のことでなくて、保護者自身の相談、あるいは介護保険の対象にならないような方の生活ケアといったものまで、さまざまな相談が来るわけです。そういうものに対して、地域包括支援センターの窓口の方々には、当然御相談を受けるわけですが、それを担当する部署がなく、市役所に対してもどこに振っていいかわからないような状況もあって、結局、地域包括支援センターの相談員みずから例えば見守りのようなことをやっていたり、なかなか対応に困る内容もあるわけです。よろず相談所と言われるぐらいで、門前払いがなかなかできないですし、本当に皆さん方はすごい深刻だということで、その辺に対しての一義的な窓口が地域包括支援センターであるならば、それを吸い上げる行政の部署としても、そういう介護保険以外のいろいろな微妙な案件に対して何らかの相談ができるような、そういう窓口がぜひあったらいいのではという声がありまして、現状の中で市役所として、行政としてどこまでそれを担保していけるのかという部分について、私の今の問いにお考

えがありましたらお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

地域包括支援センターにつきましては、委員からお話がありましたとおり、高齢者の相談窓口ということで設置しているものであります。確かに、高齢者に関する以外の相談、例えば、障害者に関するもの、除雪や近所のトラブルといったものも相談としてあると聞いております。現状としましては、これらの問題に対してということではなかなか対応できていないことではあります、地域包括支援センターだけでは対応に苦慮するといった案件につきまして、センターともよく相談して、また関係する庁内の各部局とも相談しながら対応について協議してまいりたいと、このように考えております。

○上野委員

それぞれの部署と協議していくということですが、地域包括支援センターとしては、市役所の中にトータル的にそういうものを受けていただけるような窓口があればという話があるようです。今の小樽市役所の縦割りのさまざまなシステムが、なかなか現状とリンクしていないような実情もあるようなので、組織改編までの話は当委員会であるわけではないのですけれども、そういう窓口を少しお考えになられるとか、あるいは地域包括支援センターの方々と行政のネットワークがもう少しうまくいくようなコミュニケーションをぜひいただければと思います。新しい包括支援センターを加えると四つになり、多くなりますので、それを受ける市職員の皆様方も大変だとは思いますが、責任の案分というか、この辺まではこうで、こうなったら市に回してくださいというような一定の協議がなされれば、もう少しスムーズになると思いますので、ぜひともこのこともお考えいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

◎子ども・子育て支援新制度について

最後に、子ども・子育て支援新制度についてお尋ねします。

先ほども他会派から少し御質問がありましたけれども、子ども・子育て支援新制度が来年度からスタートするわけですが、小樽市でも、この支援新制度に先立ちまして、子ども・子育て会議が開催されていると思いますので、この会議の状況、あるいはどのようなことが話し合われているかについてお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市の子ども・子育て会議でございますが、昨年の第 2 回定例会で設置条例を議決いただきまして、7 月 1 日に条例公布、その後 8 月 29 日に昨年度第 1 回の会議を行っております。内容につきましては、新制度にかかわる市町村事業計画の策定でありますとか、いろいろ新制度の整備に関する内容について御協議いただき、また御意見をいただくということで開催しております。直近につきましては、今年度第 1 回の会議を 5 月 29 日に開催しております、今回報告申し上げましたニーズ調査の結果報告書の内容でありますとか、国が平成 25 年度にこの新制度の内容を国において議論しながら固めてきておりますので、そういった内容の報告のほか、今年度行うこととなりますのは、市町村のこの事業計画の策定と新制度の準備として、市町村で幾つかの条例や規則等を整理しなければならないものがありますので、そういったことについて報告をしながら御意見をいただいているという内容でございます。

○上野委員

新制度が来年度から始まるということで、今、子ども・子育て会議でもいろいろな議論がされているようですが、この新制度の担当部署としては、来年度以降この部署が担当するのか。部署を新設されるのか、現在の子育て支援課が担当されるのか、どういうお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市の子ども・子育て会議の事務局としては、福祉部が担当しているところでございます。新制度の内容につきましては、保育所は子育て支援課になりますけれども、幼稚園については教育委員会の所管ということでありま

すし、また放課後児童クラブなども教育委員会が事務局を所管しているということもございます。そのほか庁内関係課等いろいろございますけれども、平成27年度については、まだ内容について申し上げる段階にはございませんが、準備の段階においては私どもが中心になりながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○上野委員

今のところは子育て支援課が中心となってやっていくということですね。

この新制度ですが、保育所においては新制度の移行が想定されているから、当然、前からそのお考えの中で保育をやられていると思うのですが、幼稚園については新制度になりましたら、来年度以降は現行制度のままやるか、あるいは新制度に移行するか、その選択が迫られてくるわけでありまして。その中で、市内の幼稚園等に対して、現在、新制度に向けた意識調査というか、意向調査のようなものはなされているのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

平成27年度からの新制度への移行に当たって、幼稚園としては新しい制度に移っていくところと、現在の仕組みの中で運用していくところということで選択肢が出されております。

先般、北海道を通じて国の調査が参りましたので、各幼稚園にお願いしたところでございます。この後、市町村段階でいったん集約して、後志総合振興局に集約する予定が7月18日となっているところでございます。

○上野委員

7月18日には集計されて、市内の調査結果が大体わかると思うのですが、特に幼稚園については、先ほど申し上げましたように選択を迫られるわけでありまして、集計が終わった状況を見た後になると思うのですが、新制度の内容にはメリット・デメリットがあると思うので、それを周知していかなければならないと思っておりますが、周知に関してはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

幼稚園の事業者につきましては、この間、本年1月6日に北海道私立幼稚園協会で事業者向けに研修会を行っておりますし、5月29日には北海道が幼稚園のほか、保育所や市町村も含めて、一度研修会を行っております。直近では6月17日に幼稚園を対象とした同様の説明会を北海道が行っているという現状でございます。

○上野委員

来年度に向けて当然国もいろいろ動いて、市町村も動いているわけですが、新制度を見ますと、市町村の負担とかそういう金額的な部分などもいろいろあるわけですが、今のところ国から指針などが示されているのか。示されているとすれば、市役所の中ではどのように料金等のお考えがあるのか、その辺の現状をお聞かせいただければと思います。

○（福祉）子育て支援課長

市の財政的な負担の面と、利用者の負担の面というふうにあったと思いますが、新制度にかかわる全ての内容が明らかにはなっていないものですから、一部は従来の補助事業でやっている部分などもございます。そうした中で、全部が出そろっていないということもありまして、今後、財政負担等の検討は必要なことと思っております。

また、利用者の負担につきましても、新制度以降で変わってくる面がございますので、市の中でも検討が必要だというふうに思っております。

○上野委員

今の答弁では、まだ国も本当にぎりぎりの状況の中でやられていて、受皿となる市町村は、職員の皆さんも大変だと思うのですが、金銭的な部分は特に利用される保護者にとって重大な問題でありますから、情報が入り次第、速やかに御検討されて、平成27年度からのスタートでありますので、速やかな周知がなされるように、直接には国なのか道なのかわかりませんが、情報を速やかにとっていただけるような要望をかけて、新制度に向けての準備を進めていただければと思います。

○佐々木（茂）委員

◎議案第12号不動産の譲与について

先ほど議案第12号の御説明をいただきましたが、もう一度、確認させていただきたいと思います。

今回譲与する真栄会館の用地については、道の所有からいったん市の所有になり、そして今回は町会へという形の経緯がありました。この辺の経緯については、まず金額的に330万何がしの金額の寄附を町会から市に受けて、それから同額相当のものを真栄町会に無償譲与するという形でよろしいのでしょうか。

○（生活環境）浅野主幹

この真栄会館の用地の所有の経過ですが、今お話がありましたように当初は道の所有で、町会が直接購入を求められていたのですが、金額が高いということで、町会には財源的な余裕がないということで市が間に入り、町会に無償で貸し付けるという条件で2分の1の額で市が購入し、それを町会に無償で貸し付けるという方法をとっております。購入に当たって市と町会との覚書がありまして、町会では直接道から購入できないものですから、代金をいったん市に寄附するという形で約330万円を寄附しまして、市は道から土地を330万円で購入し、間接的に町会が土地を買ったという形になっております。

○佐々木（茂）委員

要は法律で認可地縁団体としての法人格を取得していないし、金額的な問題もあったから、いったん道から市に買い求めをお願いしておいて、そして賃料を払わないで無償譲渡という形で、今、認可地縁団体として法律に基づいた法人格を取得したから、ようやく成就したという形でいいのですね。小樽市の負担はないわけですね。

○（生活環境）浅野主幹

今お話されましたように、このたび4月に認可地縁団体になりまして法人格を取得しましたので、町会としてその財産を登記できるようになったために、今回、無償譲渡をさせていただくものです。市の負担はございません。

○佐々木（茂）委員

先ほど2分の1うんぬんという話がありましたものですから、金額的に小樽市の持ち出し等の絡みがあったのかどうかというところの確認でした。

◎議案第8号小樽市暴力団の排除の推進に関する条例案について

次に、議案第8号小樽市暴力団の排除の推進に関する条例案であります。条例が提案されまして、第2条には、法第2条第2号に規定する暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員という表現があります。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の中の暴力団、若しくは暴力団員の定義のことですが、これをあえて出すということは、そのようなおそれがあるのかどうかということで、昔は何々組という形で、私の子供のころはたくさんあったと思うのです。ところが、今は、それらしい人を見かけることもないし、安全だと思うのですが、あえてこういう条例の提案がなされてきたので、構成員というかその辺の把握については、いろいろな形で把握しきれていないのではないかと思うのですけれども、いるらしいということが、印がついているわけではないからわからないと思うのですが、どうでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

市内の暴力団員の関係でございますが、小樽警察署からの聞き取りでは、市内の暴力団登録数が30名程度はいるということで、伺っております。

○佐々木（茂）委員

私が想定しているように、やはりいるような形があるのだなということで、あえてこういう条例が出るということは、排除しなければならないということですから、当然何がしかの対応をしなければならないということで理解をいたしました。

◎焼却炉の燃焼温度について

次に、先ほど報告があった北しりべし広域クリーンセンター平成25年度稼働実績等についてです。処理施設の運転状況等に関する報告を受けましたが、資料にある環境監視項目の排ガスの〔表－2〕自動分析計によるごみ焼却施設煙突排ガス測定結果の関係で、最後がちょっとわからないのでお聞きします。燃焼温度が1号炉と2号炉、それぞれ出てございます。そして、管理値が850度と書いてあります。1号炉、2号炉のそれぞれの数字を見ますと基準値以上になってはいますが、この関係を御説明をいただければと思います。

○（生活環境）管理課長

焼却炉の燃焼温度につきましては、もともと国でダイオキシンが発生しないようにということで、800度ということで定めておりますが、広域連合では安全を考慮して、さらにプラス50度の850度で設定しております。

今回の1号炉と2号炉の温度の測定ですが、これは最低限の温度が850度ということで決められておりますので、1号炉の8月の最低の温度が886度になっておりますので、850度以上はクリアをしているということで、焼却炉としては順調に稼働しているというように聞いております。

○佐々木（茂）委員

そうすると管理値が850度で、1号炉と2号炉で、燃焼温度がこれ以上に上がっているということは基準値に達していて、ダイオキシンが発生しないような形ですということで理解していいですね。

○（生活環境）管理課長

そのとおりでございます。

○佐々木（茂）委員

◎子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書について

次に、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書から伺います。

先ほどもいろいろと質問に対しての答弁を伺いましたが、放課後児童クラブ利用児童の保護者向けのアンケートと、就学前児童の保護者への子ども・子育て支援アンケートということで、これからやることで大変御苦労されているのだと思うのですけれども、就学前児童の保護者2,000件、放課後児童クラブの児童の保護者508件、これだけのものを送付して、回収が888件、44.4パーセント、放課後児童クラブでは508件で412回収、81.1パーセントです。就学前児童の保護者の対象が何か関心が非常に低いように感じるものですから、この辺の捉え方はどうなのでしょう。

○（福祉）子育て支援課長

調査方法に違いがございまして、就学前児童につきましては、配布、回収ともに郵送で行ったものでございます。また、放課後児童クラブにつきましては、直接放課後児童クラブから手渡して、回収も放課後児童クラブを通じてということで、そういった差もあるものというふうに思っております。また、今回の調査のアンケート自体が国のひな形を基に作成しているのですが、大変ボリュームがあったということで、そういった要素もあったのではなからうかと思っております。

○佐々木（茂）委員

ニーズ調査の結果の中で少し意外だったと思っておりますところが、放課後児童クラブ利用者を対象とした調査結果では、「配偶者がいる」72.6パーセント、「配偶者がいない」26.7パーセントということで、これからこのニーズ調査の結果でいろいろなものが計画されると思うのです。でも、これだけのパーセントの方がいわゆるシングルという形であれば、やはり計画に相当な影響を及ぼす状況が現実になってきたのかなというふうに見ていたところで

す。

それで、放課後児童クラブについて来年度からは年数のかさ上げといいたいまいしょうか、今は小学校3年生までですが、これが6年生という形で来年度から実施するようになるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

放課後児童クラブの関係につきましては、児童福祉法の一部改正によりまして、従来の10歳という範囲が小学校6年生までということで、範囲がそういう形で改正されたということでございます。実際にどこの学校の高学年までかということについては自治体によって検討して決めることとなりますので、今後、関係部局と検討してまいりたいと考えております。

○佐々木（茂）委員

今の答弁では、受入れ年齢がそういう形で学校によって違うということでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

そういったことも含めて、具体的なことは今後、より深く検討してまいりたいと、そういう段階でございます。

○佐々木（茂）委員

時間が来たということなので、これで終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時50分

再開 午後 3 時07分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○齊藤（陽）委員

◎生活困窮者自立支援の取組について

まず、本市における生活困窮者自立支援の取組について伺います。

生活保護受給に至る前の困窮者の自立支援と既に生活保護を受給している世帯の脱却、自立の支援は車の両輪ということだと思いますので、まず先に生活保護受給世帯について何点かお聞きしたいと思います。

まず、直近3年間の月平均受給世帯数とパーミルで示す保護率をお示しいただきたいと思っております。

○（福祉）生活支援第1課長

過去3年間の生活保護受給世帯数ですが、平成23年度は3,842世帯、24年度は3,867世帯、25年度は3,847世帯でございます。また、保護率ですが、23年度は41.5パーミル、24年度は42.2パーミル、25年度は42.1パーミルとなっております。

○齊藤（陽）委員

実数で見ると、横ばいか少し減っているようにも見えるのですが、率的にはあまり減っていないということだと思います。

次に、生活保護の受給者の就労状況について、本市ではどのように把握をされているのか、お示してください。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護受給者の就労状況ですが、まず担当ケースワーカーが定期的にケース訪問しております中で、いろいろな生活状況などの確認をしております。また、就労に関しては、生活保護を受けている方が新たに就職した場合や離職した場合などは、その旨を市に報告する、届け出るということになっております。また、稼働している期間は、その稼働収入について、毎月、収入明細書を添付の上、収入申告をすることになっております。これらによって就

労状況の確認を行っているところでございます。

○齊藤（陽）委員

そういったことの統計処理といいますか、集計等については、個別にはそのようなケースワーカーによるチェックがあるとのことですが、月別の就労件数や就労人数、あるいは離職件数、また受給世帯全体に占める就労者のいる世帯の割合、就労者の人数的な割合、あるいは就労による収入額の段階別の内訳、幾らから幾らの収入がある人が何人いる、何パーセントいる、というような計数的な処理をされているのかどうか、お知らせいただきたいと思えます。

○（福祉）生活支援第 1 課長

今、御質問のありました月別の就労件数や離職件数、就労者の就労世帯の割合、月別収入額の段階別の内訳など、これらについては統計的なデータとしては押さえておりません。

○齊藤（陽）委員

それでは、現在、生活保護受給世帯の中で就労している人が現に何人いるのか、その人数といったことについてはわかるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

現在、就労している人数につきましては、おおよその人数であります。667人が就労しているということで把握しております。

○齊藤（陽）委員

おおよそにしても、現時点で667人ということがわかるのであれば、これを定期的に月末なり月中なり定期的に継続してチェックしていけば、就労している人数の推移を把握するといった統計的な観察といいますか、分析といったことが可能になるのではないかと素人考えで思うのです。今まではそういうことはされていなかったにしても、今後そういう調査といいますか、チェックといいますか、それはやってもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

就労数の統計データですが、機械的に統計処理ができるものについてはしていきたいと思うのですが、現在のシステムの中では、そういう統計処理はなかなかできない現状となっております。

また、就労人数などの関係も、うまく統計的にデータを集計していけるのであれば資料として活用していきたいと思えますが、結局その時点でデータを抽出して積み上げていく形になっていきますので、なかなか今の状態ではうまくできるのかどうか、難しいところだというふうに思っています。

○齊藤（陽）委員

国のシステムが今までそういうふうになっていなかったのは、それはむしろ国のほうの落ち度というか、そういった部分もあるのではないかなと思うのです。これから自立支援や生活保護世帯の脱却の支援、自立の支援ということで就労を促していくことを本気で考えるのであれば、そういうものを数字的に押さえることからきちんとやっていくべきではないかというふうに思います。

次に、生活保護受給世帯の就労による自立といいますか、言いかえると要否判定における廃止といいますか、直近 3 年間の就労で自立できたという数をお示してください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

過去 3 年間、就労により自立できた件数ですが、統計的には、働きによる収入の増加・取得又は働き手の転入によって廃止になったものが、これに該当することになります。それでいきますと、平成 23 年度は 33 件、24 年度は 62 件、25 年度は 66 件となっております。

○齊藤（陽）委員

これで見ると、平成23年度に比べて24年度、25年度がやや倍増しているということでいい傾向だと思うのですが、これは何か特に倍増する理由というか原因というか、そういうものがあつたのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

特別な理由というのは、把握はできておりません。ただ、平成23年度に比べまして、24年度、25年度は廃止数全体も多かつたものですから、それにあわせてこれらの自立の件数も多かつたのかというふうには感じております。

○齊藤（陽）委員

景気が回復とまではいかななくても、少しは上向いてきたとか、雇用の環境が改善されたとか、そういうことが影響しているのかもしれないと思います。

次に、生活困窮者自立支援について伺いたいと思いますが、まず、この制度の趣旨と概要を簡単にかいつまんでお知らせいただければと思います。

○（福祉）小野寺主幹

趣旨についてですが、生活保護受給者が増加しているという状況の中で、生活保護に至る前の生活困窮者に対して支援をすることで生活保護に陥ることなく自立していくと、そういったことを推し進めるためにつくられた制度でございます。

概要としましては、必須事業として自立相談支援事業と住宅確保給付金の2本が必須事業になっていまして、そのほかに任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業というものが行われることになっております。

○齊藤（陽）委員

本格的な実施は平成27年度ですが、それに先立ってモデル事業が全国で行われているということで、道内でもいろいろなところでやっているみたいですが、道内のモデル事業の実施の状況や成果などを把握していればお示しいただきたいと思います。

○（福祉）小野寺主幹

平成26年4月から6月の時点で、道内では、札幌市、旭川市、釧路市、岩見沢市、稚内市、あと北海道でモデル事業を行っているところです。

成果については、実はあまり数字としては上がってきていませんで、一番先行している釧路市について調べましたが、このモデル事業による自立というのは3件という数字をいただいています。

○齊藤（陽）委員

なかなか現実問題大変なことなので、やったらすぐに目に見えて何十件も自立が達成されるという簡単なものではないと思うのですが、平成27年4月から全国で本格的に実施するというので、もう1年もないわけですが、本市におけるこの実施の体制づくりはどのように検討されているのでしょうか。

○（福祉）小野寺主幹

本年4月から準備のために主幹と主査の1名ずつ、計2名を配置しまして、準備事業を行っております。内容としましては、実施を直営にするのか委託にするのかという部分、任意事業をやるのかやらないのか、やるとしたらどれをやるか、人員体制をどうするかといったこと、そういったモデル事業をどうするかといったことを、検討しているところであります。

○齊藤（陽）委員

必須事業の部分は自立相談支援事業と住宅確保給付金ですが、これ自体は従来からもう既に若干やっている部分もあるでしょうし、また新たに任意事業では就労準備支援事業と就労訓練事業、中間的就労といいますか、そういった雇用型、非雇用型をどうしようかという任意の部分の事業、この任意事業の部分がむしろメインというか、新

たなこの制度の重要な部分だと思うのです。また、モデル事業は、道内でも既にやっているところもあるのですが、本格実施が来年 4 月ですから、これからモデル事業を組むとなると、時間的にも相当きついというか、今、検討していますという話で間に合うのかというのも心配です。その辺について具体的に、モデル事業をやるとすればいつからどういうことをやるのか、そういったことをもう少し詳しくお話いただければと思います。

○（福祉）小野寺主幹

実は、この生活困窮者自立支援法に基づく取組は全国的にも非常に遅れていまして、厚生労働省でも平成 27 年 4 月から本格実施というのは、本当は期間がすごく足りないのではないかと考えている状態です。例えば、4 月末現在、北海道で言えば、この自立支援担当の担当部署が決定していないという自治体が 6 割という状態で非常に遅れているのです。モデル事業についても、国としては強力に推し進めまして、年度途中からでも取り組めないかということで名乗りを挙げる自治体を募っているわけです。小樽市も 27 年 4 月からの本格実施の前にモデル事業がもしできたらということで、この実施も視野に入れて今動いているところです。もし実施することになると、やはり早いうちに行いたいという部分がありますので、時期についてはまだはっきりとは答えられませんが、できれば年内ぐらいにというふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

これは非常に大事な施策になってくると思うので、年内といわずに、9 月、10 月あたりからできるぐらいの感じで、本当にスピード感を持って頑張っていただきたいと思います。

もう一点、生活保護の話に戻りますが、既に生活保護を受給されている世帯については、就労による収入があれば、基本的に収入が認定されてその分は保護費から差し引かれるということで、就労しようという意欲をそいでしまうのではないのか、結果的に生活保護脱却のインセンティブが働かないのではないかとことが前々から言われておりました。今回、就労による自立を促すために、就労自立給付金という制度が平成 26 年 7 月 1 日から実施されるということで、この制度の概要をお示しいただきたいと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

就労自立給付金の制度でございますが、これは生活保護法の一部改正に伴いまして、本年 7 月 1 日から実施されるものです。

概要としましては、生活保護から脱却しますと、税や社会保険料などの負担が増えるため、保護脱却後の不安定な生活を支え、再度生活保護に至ることを防止するために、生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立てる、そして、安定的な就職について生活保護の廃止に至ったときに、申請によって世帯を単位として、生活保護の廃止時に就労自立給付金として一括で単身世帯であれば 10 万円、2 人以上の世帯であれば 15 万円を上限として支給するというものでございます。

○齊藤（陽）委員

仮想的に積み立てるといところがちょっとわかりづらい感じなので、もう少し詳しく言っていただけますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

仮想的にと言われていますが、実際にその方がいつから就労していたのかということもございますので、生活保護廃止になるときに就労した期間に応じて、収入認定された額の一定割合、例えば就労開始、新たに仕事についたときであれば収入認定した額の 30 パーセントを仮想的に積む。実際にお金を積み立てるのではなくて、収入認定した額の一部を計算上積み上げていく形で、この月は幾ら、この月は幾らということで積み上げていって、その額を生活保護の廃止時にお渡しするものです。その上限として単身世帯であれば 10 万円、2 人以上の世帯であれば 15 万円という上限を設けているということでございます。

○齊藤（陽）委員

実際は、収入額の 30 パーセントとか 27 パーセントというのは積み立てるわけではないのですね。積み立てないけ

れども、積み立てたことにして計算しておく。そして廃止に至ったらその分が給付されるというか、もらえるから、頑張ってお働きしようという意味ですね。この対象となる人は自立につながった人ですが、本市においても 7 月 1 日から始まるのですから、もう 10 日もしないでもすぐ始まるわけですが、メリットに浴する可能性のある人、また、保護を現に受けている人に対してのこういう制度ができます、働きしようというお知らせというか、そういった部分の周知が大事だと思うのです。せっかく制度ができて誰も知らないのだったら何もならないので、こういうふうに積み立てて、いざ自立するときにはそのお金がもらえるという周知は、どのように進められるのか。また、そのメリットに浴するような可能性のある人はどのぐらいいらっしゃるのか、見直しはどうでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

対象者がどのぐらいいるかということでございますが、これはあくまでも 7 月 1 日以降に安定した就労につき生活保護を廃止になる者、先ほど申しましたとおり働きによる収入増加等によって廃止になる者が対象になってくるのですが、その中でも、保護廃止後、少なくとも 6 か月以上は安定して働いて生活保護にならないと見られる者になってきますので、そういう面ではそれほど対象になる人はまだ多くないと思っています。

また、周知方法ですが、基本的には生活保護の指導の中ではいろいろ就労指導をしておりますので、そのように頑張ってお働きしていくと、保護廃止時には就労自立給付金という形で、わずかな額ではありますが支給を受けることもできます。ですから、頑張ってお働きはどうかという促しをしていくということです、また、働いている方の中で収入が少ない方については、もう少し増収に向けて取り組んではどうでしょうかという指導をしている方もいますので、そういう方にはケース訪問時に個別に制度の案内をしながら指導していくということに取り組んでいこうと思っています。

○齊藤（陽）委員

周知のやり方については、個別にそういうケースごとの対応ということもあるのですが、もっとパブリックにというか、社会全体に対して生活保護の制度の中でこういう仕組みができましたみたいなことをもっと広めるような周知の方法があってもいいのではないかなということを考えますので、個々のケースの方にお知らせするというだけではなく、もう少し広い周知方法も検討していただきたいと思うのが 1 点です。

また、この制度の仕組みが、保護世帯の減少といいますか、生活保護から脱却して自立することに、今すぐつながる数はないよというような言い方もあったのですが、生活支援課として脱却につなげていく決意というか、思いというか、そのようなものをお聞かせいただければと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

まず、周知方法につきましては、生活保護制度の改正もございまして、その中での措置でございますので、それについては方法を考えていきたいと思っています。

また、効果の部分ですけれども、とりあえず働くことによって就労自立給付金をわずかでももらえるということで、それが少しでも励みになって働いて保護から脱却してもらえればと思っています。そして、その結果、働いたけれども、すぐまた生活保護に戻ってくるということがないように期待したいと思っていますので、それについては、指導していきたいと思っています。

○齊藤（陽）委員

◎小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について

次に、先ほど報告がありました小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書について、何点か伺いたいと思います。

まず、問 16 の土曜日・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望という項目ですが、30 ページは土曜日で、31 ページは日曜日・祝日、32 ページが土曜日・日曜日・祝日にたまに利用したい理由についての記載があり、さら

に33ページには長期休暇中の利用についてという項目があります。最初の間16の設問で一時的な利用は除くという括弧書きがありますが、この一時的な利用は除くという意味は、一時的な利用を除いてしまったら、どのような利用があるのか、具体的にどういう事業を想定しているのかわかりづらいのですけれども、そこについて説明いただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

間16の記載の関係ですが、一時的な利用は除くという括弧書きをしてございます。この一時的というのは、極めてまれなど申しますか、年に1回、2回といった、本当にそうした意味での一時的という意味でございます。

このアンケートにつきましては、国から事前にひな形が示されておりますので、それに沿ってアンケートの実施を行っているところでございます。

○齊藤（陽）委員

今の説明の趣旨は、本当に一時的な、たまたまは除くけれども、いわゆる一時預かりのような事業を幼稚園であれば、そういう一時保育といったことを想定した事業ですということですか。

○（福祉）子育て支援課長

おっしゃるとおりでございます。一時保育や、幼稚園で預かり保育などをやっておりますが、このニーズ調査から量の集計を行っていきますけれども、そうしたことにも関連する内容の設問でございます。

○齊藤（陽）委員

病児・病後児の関係は、先ほど他会派の方からも質問がありましたので、同じ答弁になってしまうのでしょうけれども、35ページ、37ページもそうですが、平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた場合に、「病気やケガで通常の事業が利用できず、特別な対応をとる必要がありましたか」という質問があって、病気やけがということで、「あった」という人が64パーセントいて、かなり高率です。そして、73.9パーセントは母親が休んだとか、44.5パーセントは親戚・知人に頼んで見てもらったということがあって、なかなか大変な思いをしていて、病児・病後児保育の必要性は、こういったところからも高いのだなということで、先ほども議論がありましたけれども、課題はたくさんあると思うのです。できないのを数えたらいっぱい出るのですが、何とかそれを乗り越えて実現できるように、小樽市の保育にとっては病児・病後児保育の実現が非常に望まれていることなのではないかなと思いますので、ハードルは高いのでしょうけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。これについての答弁はよろしいです。

次に、49ページですが、これは47ページからずっと続いているような話で、49ページには「今後の利用希望」として、どういうサービスを希望しますかということで、利用のニーズが非常に高いのは、「児童館・児童センター」というので41パーセントの希望があって、非常に望まれています。確かにそうだと思います。本市においては児童館が少ない、他都市に比べて少し遅れているなという部分だと思うので、これはそうだと思うのですが、逆に利用希望がないという項目がありまして、「母親・両親教室」は69.8パーセントが希望しないということで、これは何でかなというのが気になったのでお聞きするのですけれども、まず母親・両親教室はどのようなことをやっているのかということと、利用希望が少ない原因としてはどのようなことが考えられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

まず、母親・両親教室の目的と内容を答えさせていただきます。

この事業は、母子保健法に基づき実施しております。目的としましては、妊婦、そのパートナーなどが妊娠、出産、育児に関する知識の習得、健全な母性・父性を育成すること、また出産後の育児に携わる親の孤立化を予防すること、育児不安の軽減を目指して実施している事業でございます。

対象としては、妊婦、妊婦のパートナー、妊婦を支援する方として祖父母など、どなたでもどうぞということで

ございます。各教室では子育ての具体的なイメージを持てるようにということで、母親学級の内容としましては、妊娠、出産の経過や日常生活における留意事項、また子供が生まれた後の育児ということで、栄養・歯科に関する講話、栄養につきましては調理実習と試食、産後のメンタルヘルスといて鬱予防について、育児用品の紹介、また育児体験ということで赤ちゃんのだっこの仕方、スキンシップ、絵本の読み聞かせ、また育児教室と連携しまして赤ちゃんとの触合い体験、先輩ママからの育児のアドバイスなどを行っております。

両親学級といたしましては、ビデオ鑑賞ということで「お父さんへ赤ちゃんからのメッセージ」というビデオを見ていただいています。また産後のメンタルヘルスということで、父親につきましても、母親の心身の経過や産後どういう状況なのかということを理解して支えていただく、また、たばこの害についてですとか、体験としましては、赤ちゃんの抱き方、赤ちゃんのお風呂の入れ方、パートナーの方には妊婦体験ジャケットをつけて体を動かすことで、妊婦の立場に立った、そういう大変さについても理解を深めていただいて、日常的に支え合っていただくということ、また希望者には胎児の児心音を聞いていただくということを行っております。

もう一つは、利用希望がない、その理由ということでございますが、アンケートの対象が既に子供を出産された方について行っているということもあろうかと思えますし、妊婦健診が現在法定で14回実施しておりますので、医療機関に行く回数が増えました。そこで、医療機関での指導や相談が受けやすくなったこと、また本や雑誌、インターネットなどからも、いろいろな情報が入手可能になったこと、友人からも情報が入手可能になったことなどではないかと考えております。

○齊藤（陽）委員

小樽市の保健行政、平成25年度版の44ページ、45ページに母親教室・両親学級という部分がありまして、にこたまクラブと書いてあります。にこたまクラブの意味はよくわからないのですが、目的としては健全な母性の育成、妊娠期から育児の仲間づくり、親になる意識を高めるということがあり、実績として回数や参加者数70人というのが載ってまして、評価のところには「教室参加者が少ないため、平成24年9月～11月に新生児訪問を実施した産婦に対し、アンケート調査を行った。アンケート内容から市民ニーズを把握し、健全な母性を育成する知識の提供と、出産後の孤立化予防に向けた妊娠期からの仲間づくりを促す事業内容への見直しを検討していきたい」ということで、何かアンケートをやられたようなのです。これは、今報告のあった子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査とは全然違うアンケートのようですが、そのアンケート結果と事業内容の見直しを検討していきたいというのだけれども、どういう見直しを検討されているのか、お示しいただきたいと思えます。

○（保健所）健康増進課長

アンケートにつきましては、平成24年9月、10月の2か月間ですが、計73人の方に行いました。そのアンケートにつきましては、新生児訪問のときに保健師、助産師などがヒアリングをして実施したものでございます。

アンケートの中身としましては、母親学級・両親学級に参加しようと思ったか、参加された理由や参加されなかった理由、中身についての希望を聞いております。なぜ参加しようと思いましたがということにつきましては、妊娠や出産の知識を知りたいということが一つございました。参加されなかった理由につきましては、にこたまクラブという、この学級について知らなかったという御意見がございました。また、継続してほしい中身につきましては、一番多かったのが産後のママの心と体の変化、育児の体験、父親の役割というところが多かったです。また、赤ちゃんとの遊び方、ママ同士の交流という御意見もございました。

2か月ということで少し偏りがあると思いましたが、とりあえずいいまいしょうか、アンケートの結果で25年度から見直しましたのは、赤ちゃんとの遊び方については実際の育児教室と連携しまして、その遊び方についてのお話と実際に触れ合うというところを入れまして、先輩ママとの交流というところでは、育児教室に来ている母親同士で実際に交流を持っていただくという取組をしたところでございます。

○齊藤（陽）委員

これは平成25年度から既に見直されている。そして、今回のニーズ調査の結果として表れたのが、この調査は25年11月1日から11月20日なので、その時点においても、さらに69.8パーセントの方は利用希望しないという残念な結果になってしまったということです。ということは、もう一段、何か見直しというか、改善というか、内容をもう一歩改めなければならないということになりますね。現段階で、ではもっと何とかしなければならないということですね。

○（保健所）健康増進課長

おっしゃるとおりでございます。今、母子保健事業につきましては、いろいろな見直しをしているところでございます。それで、今年度は市内の産科の医療機関に直接出向きまして、実際に医療機関の妊娠期のかかわり、産褥期もそうですが、どのようなかかわりをしているかということ、医療機関から見た課題、そういうことをヒアリングしまして、保健所として妊娠期、出産後のかかわりがどうあるべきか、教室にこだわったことではなくて、現在、全面的に見直しをしているところでございます。

○齊藤（陽）委員

ぜひ、これはしっかり見直しといたしますか、改善し、中身を本当に現代のニーズに合ったものに変えていかなければならないということだと思います。

最後に、ニーズ調査結果報告書の67ページの間33に、子育てまちなか拠点スペースという項目がありまして、期待する内容が出ているのですが、「街なかでの「にぎわい」をつくるため、いろいろなイベントを行ってほしい」「ベビーカーなどを備え付けて、貸し出ししてほしい」とか、その前の66ページの間32では、子育てまちなか拠点スペースについて、「子どもの一時預かり」「子育て支援事業の催し」「授乳やおむつ替えスペース」そういったものを用意してもらいたいという、そういう声が非常に多くあります。子育てまちなか拠点スペースというのは、非常にニーズが高いというか、期待が大きいと感じた部分なのですが、この項目は、全国の共通部分ではなくて、小樽市独自の部分ということなので、今後の考え方も含めてお聞きしたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

まちなか拠点スペースの設問につきましては、おっしゃいましたとおり、国のひな形ではなくて、市で追加した項目でございます。総合計画の施策検討などの際にこうした事項がございましたので、一定程度ニーズを把握したいという趣旨で、ここに入れたという内容でございます。確かに、子供連れで外出される際に便利だという面があると思います。また、もともとこの商店街で取組を行うことについては、空き店舗対策と申しますか、そういった面も持っているものでございます。

今後でございますが、どこの場所でどういうものを設けるか、また利用が実際にどうなのか、また財政負担がどうなのか、いろいろな点をこれから検討しなければならないところだと思いますので、第一段階としては、商店街ということでは産業港湾部の所管になりますので、まず話をする段階かというふうに思っているところでございます。

○齊藤（陽）委員

産業港湾部の商店街の活性化という観点もありますし、子育て支援の観点もありますし、いろいろな部分を縦割りにならないで庁内横断的に英知を集めて、これは前向きで非常に期待が持てる内容だと思いますので、そういった取組を進めていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎保育士の採用について

最初に、保育士の採用に関して伺いますが、まず、6月1日現在の市立保育所の待機児童の状況についてお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

本年6月1日の入所待ちの状況でございますけれども、公立保育所2か所で2名、入所待ちの児童がおります。歳児につきましては、ゼロ歳1名、3歳1名になっています。

○斎藤（博）委員

保育所の名前はともかく、2名の待機児童が6月1日現在でいるわけですが、待機児童が発生している理由は何だというふうに押さえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

今の入所待ちの発生理由でございますが、子供の入所に伴う保育士の配置でありますけれども、その臨時保育士等が得られていないことが主な理由でございます。

○斎藤（博）委員

待機児童の理由はそうですが、ゼロ歳の子供が保育士を必要とする理由は何ですか。例えば障害児保育や延長保育などの加配というような、その辺の理由は何なのですか。

○（福祉）子育て支援課長

2名のうち1名は、障害児保育の加配となります。

○斎藤（博）委員

そういうときに必要な保育士の確保ができなくて、今は2名が待機児童になっているという状況です。この2名というのは、6月1日現在ということですが、もう6月も終わろうとしているのですが、待機児童になって何か月になるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

2名についてですが、3歳の方は、今年度に入ってからです。ゼロ歳の方は、最近のお待ちの方になります。

○斎藤（博）委員

まず、保育の話は置いておいて、次に質問の角度を変えて伺いたいと思います。今回の第2回定例会の補正予算に、民間の保育所における臨時対応ということで補正予算がつけられているわけなのですが、予算をつけたつけないの議論ではなくて、この中身を一度説明していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回、第2回定例会で御審議をお願いしています補正予算でございますが、障害児保育の加配保育士の人件費相当分ということで、3か所の保育所で障害児保育を3名分ということで、その必要な分として1か所176万7,000円で、3か所になりますので530万1,000円という内容で計上させていただいたところでございます。

○斎藤（博）委員

3か所で3名ということで、今、予算特別委員会まで通ってきている状況で、少し聞きにくい部分もあるのですが、既にそれぞれの保育所に障害児を扱ってもらいたいという要望があったもので、これから障害児を受け入れるということではないと思うのですが、民間の保育所でニーズが発生したときはいつなのか、また、小樽市に相談があったのはいつなのか。予算化して今定例会で議決されるのは6月30日になるけれども、この間どのぐらいの時間がたっているのですか。一つ一つ理由は違うと思うのですが、どのぐらいの時間がたっているのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

最初に、一定程度、障害児の認定ができ得るかということで、障害児の入所指導委員会を開催いたしますので、その委員会の開催月日で申し上げますと、1 件は平成25年12月24日、残り 2 件につきましては26年 3 月19日ということで、当初予算の計上に間に合わなかった、そういう内容のものでございます。

○斎藤（博）委員

今回、予算特別委員会は通過しているわけでありますが、今後、予算がつけられたときに、3 か所の保育所には、どういう方法で必要な保育士が確保されていくのかというのは、押さえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

民間の保育所なので、個々によって違いはあるかとは思いますが、中には一定程度基準以上の保育士を、入所している基準で出てくる保育士以外に若干プラスアルファの保育士をあらかじめ雇用して、そういった中から充てるといった例も聞いております。

○斎藤（博）委員

それはどうやって確認できるのでしょうか、小樽市としては。

○（福祉）子育て支援課長

例えば、入所といいますか、認定されて補助が開始される時に確認いたしますし、補助金については年 2 回に分けて支給しておりますので、そういった際に申請をいただいておりますので、そういう内容で確認しています。

○斎藤（博）委員

子育て支援課からいただいた数字で子育て支援課に文句を言うのは大変恐縮ですが、どうしてなのかなと思うのは、6 月 1 日現在の民間の保育所の待機児童はゼロです。この辺はどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今申し上げた内容と関連すると思うのですが、全ての民間の保育所がそのような形ではない、規模の違いもありますので違いはありますが、一定程度そういった対応をされている部分はあるかと思えます。公立保育所におきましては、入所の動向が決まった段階から、ハローワークでの募集を行いますので、そういった違いはあるものというふうに思っております。

○斎藤（博）委員

要は、民間の場合も、やはり保育士の確保で苦勞されるというのはどこでも同じだと思うのです、小樽市内も、全道的に見ても。そうすると、やはり民間の場合はニーズに応えたいという部分がありますので、工夫した対応がとられているのではないのかというのが聞きたかったことでして、要するに民間の場合は一定の需給を含めて、年度当初に一定の手当をしているのではないのでしょうか。それを民間の方法として福祉部は押さえているのかどうか、そういう実態についてどういうふうに考えているのかというのを聞きたかったのです。

○（福祉）子育て支援課長

確かに、全ての個々の毎月の例を承知しているわけではございませんが、民間として一定程度、障害児の子供ばかりではなくて、例えば乳児が増えますと保育士の数がやはり必要になってまいりますので、そういったものもある程度、入所の状況や動向などを見越して一定考えられているというふうには考えております。

○斎藤（博）委員

この質問の中身としては、民間の実態などのやりくりの仕方がどうこうというつもりで取り上げているのではなくて、やはり保育士確保の工夫をしていかないと、実際に保育士の確保ができないという実態が打開できないのではないのかなというふうに、何回も繰り返し話しているわけです。民間は、やり方の細かい部分でのごうこうというのを別にすると、何とかニーズがあった場合は応えていこうという中でやりくりされている。それが公立の場合は、4 月 1 日のオープンとほとんど同時にこういった待機児童が発生してこれを何とかできませんかということ、保

育士の確保が難しいということで、下手すると今年いっぱい待機させるのかという話にもなりかねないわけです。ですから、公立と民間で置かれている条件は違うかもしれないけれども、民間はこのような工夫をして保育士を確保してニーズに応えようとしている実態と、一方では保育士の確保ができないから待機児童がいるのですということで時間がたっていく。それは保育をお願いしたいという保護者と子供にとっては全く意味のない時間ですから、ハローワークで募集していますと言っても、預かってもらえないで終わった親にとっては、小樽市には保育所がなかったと同じ意味ですからね。その採用の仕方なり、年度当初の部分でやはり工夫するということを考えるべき時期ではないのかと思います。例えば、保育所での採用がだめならば、子育て支援課全体の中で、加配とまではいわないですが、一定の手だてを考えてもらうべき時期だし、そうもしないと年度途中で発生するいろいろなニーズに応じて、保育を提供することがなかなか担保されない時代なのではないかなと思っているのです。

ですから、そのあたりについて、検討してもらいたいというよりも考えてもらいたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○福祉部長

斎藤博行委員からのお尋ねでございますけれども、民間保育所では、入所待ちはゼロということですが、これは民間の保育所でも当然工夫はされているとは思いますが、4月の最初の子供の入りぐあい、あるいは何歳児がどのぐらい入ってくるか、そういった入ってくる子供の状況によっても、現行体制で対応しやすい場合もあれば、そうでない場合もあるのだらうと思うのです。ですから、今回たまたま数字は出ておりませんが、それが全てとは思っていませんし、必要があれば随時、途中で募集されていると思います。

ただ、斎藤博行委員がおっしゃるように、ここ数年、年度途中での募集に対して応募が少ないという状況は徐々にはっきりしてきております。これはやはり札幌市を中心に保育所の窓口が相当大きくなってきていますので、保育士の需要が相当高くなってきているということの理由だと思いますし、あるいは公立保育所の場合ですと、ハローワークで募集する際の募集の仕方が、例えば6か月とかいろいろな制限があったりしますので、最初から何年間というスパンで募集できないといういろいろな事情がありますので、そのようなことも影響しているとは以前から考えられております。いずれにしても、これから保育士の需要はますます高くなっていくでしょうから、何らかの対応については日々考えていかなければなりませんし、今回の新システムによって来年度以降の保育需要、枠がどういうふうになるかというのはこれから見えてきますので、そういうことも考え合わせながら検討していくというように考えています。

○斎藤（博）委員

ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

◎最上保育所と手宮保育所の今後の方向性について

次に、市立保育所の規模・配置に関する計画についてということで、ここで確認したかった質問の中身としては、第1回定例会でもいろいろと議論させてもらった最上保育所と手宮保育所に関することです。第1回定例会では、この二つの保育所は平成26年度中に一定の方向性を出すことになっているのですけれども、どういうふうに考えているのかと聞いたわけですが、その回答を改めてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）本間主幹

第1回定例会での答弁ですが、小樽市としましては、保育所の廃止については三つの条件を満たしているということになっております。それで老朽化、保育所の入所率の減少、最後にその地区に受け入れられるほかの保育所があるという、その三つの条件を、最上保育所と手宮保育所につきましては現在のところ満たしていないと、そういう形であるので、現状では廃止というふうにはならないでしょうという答弁をさせていただいています。

○斎藤（博）委員

そういう内容だったというふうに思います。それは今も変わっていないだろうということを前提にお話しさせて

いただくのですが、最上保育所については、市営住宅という観点で耐震の診断が行われて、クリアされました。そういう話が一方でありましたけれども、手宮保育所については、まだ耐震診断についてはやっていないという答弁だったのですが、手宮保育所はいつできたのか、聞かせてください。

○（福祉）本間主幹

手宮保育所は昭和51年だったと思います。

○斎藤（博）委員

耐震化という問題もあろうかと思いますが。木造ではないのですが、今残っている公立保育所の中で一番古くなったのが手宮保育所です、銭函保育所がもうすぐかわるということで。最上保育所は昭和52年ですよ。ですから、一番古い銭函保育所が新しくなると考えると、51年に建ったものが一番古くなったのかと思うわけです。

まず聞きたいのは、廃止することは難しいというか、やりたいけれども難しいから断念したのだという意味ではなくて、手宮保育所についてどうしようかなといろいろ考えたけれども、三つの条件がクリアできないので廃止はできないと言っているわけですから、そうなったときに建物単体としての耐震診断というのは、いつどういふふうにかえられているのか示していただきたいと思います。

○（福祉）本間主幹

耐震診断につきましては、その部分も含めまして、今年、方向性を出す中で検討していきたいとは考えております。

○斎藤（博）委員

今、主幹から話のあった方向性を出すというのは、具体的にはどういうことですか。

○（福祉）本間主幹

方向性といいますか、廃止できないということでお答えしている中で、存続のあり方とか、仕方とか、そういう部分について方向性を出すというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

市立保育所の規模・配置に関する計画があります。平成21年12月に報告書をもって、半年ぐらいかけて1回出してもらって、議会ですべて議論させてもらいました。手宮保育所については耐震若しくは民間移譲を含めて検討するというような記載だったのですが、議会での議論を踏まえて26年度中にそのあり方について改めて検討し直しますと、そういうふうに書き直してもらって、今年度が26年度なのです。

先ほどから言っているように、廃止の基準は無理なのです、今、手宮保育所の入所率は90パーセント台ですから。それから老朽化については、昭和51年建築ということで、老朽化が進んでいるといえれば一番進んでいるわけでありまして、また受皿については、この計画で言っている地域における受皿のあり方という部分では民間を含めてゼロということで、受皿がない地域になります。社会状況としては、済生会小樽病院が移転して地域的な状況は変わっているのですが、やはり手宮地区というエリアを考えると、保育ニーズは落ちていないという状況ですから、廃止できない以上、存続以外にはないわけなので、年度内に何を決めようとしているのかというのが、はっきりとはわからないのです。公立保育所のあり方を検討して議論してきているわけですから、廃止できないのであれば、公立保育所としての次の姿を考えてもらう以外、選択肢はないと思うのですけれども、いかがですか。

○福祉部長

今、せんだっての定例会のときにも、こういう前提条件なので廃止ということにはならないだろうという答えをしておきまして、今回も同じなのですが、今後のことについては、先ほど担当主幹も答弁しましたように、耐震化に関する診断とか、その結果、もし耐震化が必要という結果が出れば、それなりの対応をしなければいけませんし、その時期もそうですし、民間の幼稚園、保育所のこれからの動きなどもありますので、とにかく総合的に今年度検討して方向性を出していくということしか今は申し上げられないということですので、それ以上突っ込んだ答えと

いうのは今はできかねますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○斎藤（博）委員

答弁拒否だね。そうやってエンドマークを出されると議論にならないですけども、私の議論経過からすると、耐震化してもつものなのか、もたないものなのかというのは、当然これは一定の結論を出さなければならないと思いますので、まず、耐震診断は年度内にやるということでもいいのですよね。

○福祉部長

その時期も含めて、これから検討するという事で御理解いただきたいと思います。

○斎藤（博）委員

それでは、お聞きしたいのですが、平成22年につくっている市立保育所の規模・配置に関する計画には、26年度中に見直しますと記載されているわけです。これは記載されていて、今の主幹と部長の答弁からいうと、年度内に見直してもらえるとということで理解してよろしいですか、手宮保育所と最上保育所の記載については。

○福祉部長

その見直しのところですけども、方向性を決めていくということではないかと思うのですが、とにかく今申し上げられるのは、長橋保育所のような状況ではないので、長橋保育所と同じような形で廃止になるということはないですということをまず申し上げたのです。今後どうするのかということは、まだ庁内でも部内でも議論しておりませんので、これからですということなので、今、具体的に何をどう検討するのかというふうにお尋ねになられても、具体的な答えはできませんということで、先ほど来答弁をさせていただいているものでございます。

○斎藤（博）委員

いや違うのです。考え方の整理ですが、私が言っているのは、平成22年の市立保育所の規模・配置に関する計画については、26年度中に見直すのであれば、1回これについては終止符を打ってほしいのです。22年度から5年かけていろいろと、相当長い時間をかけて議論しているのだから、やはりこれについては、この26年度の間には一定の終止符を打ってもらいたい。今、部長がおっしゃっているように、27年度以降小樽市がいろいろなことを考えたり検討するのは、それはだめだよと言っているわけではなくて、これをずらずと引きずっていくのではなくて、これはこれで1回終止符を打ってほしいということです。22年度にいっぱい議論しました。26年度まで時間かけて推移を見て整理しましょうということで終わっているわけで、あと半年で終わるわけですから、やはりこれについては廃止できませんでしたと。だから、今の形で存続する、そのところで1回この計画については終わらせていただきたいと思うのです。そして、27年度以降の議論なり準備をするのは、それでもう一度やっていただきたいので、それは新規の議論でないかと私は思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○福祉部長

こちらの計画には幾つかの保育所を示して、平成26年度中に方向性を決定しますというふうに書いてありますから、その対象となっている保育所については、今年度中に方向性を決定すれば、そのうちの方向性は固まっていくと。あとの保育所についてはこちらに書いてありますし、長橋保育所については一定の方向性どおり今動いていますので、そういう意味では26年度をもってこの計画の扱いがどうなるかということも議論できそうな気はしますが、そこについてはまだ何も考えておりませんので、とにかく全てを含めて今年度中にいろいろと部内あるいは庁内で議論していく中で、この計画の扱いについても、これはこのままでいいのではないかということになる場合もありますし、新たにつくるべきなのか、それともつくる必要はないのかといろいろなことは出てくると思いますので、そのときにまた何らかの考えがもしあれば、示していきたいというふうに思います。

○斎藤（博）委員

この項の最後ですが、要するに手宮保育所を利用している人も、5年、6年たっているから、人がかわっていつていると思うのです。でも手宮保育所というのは、将来については検討対象になっているがどうなるかは決まっ

いないという状態が続いているわけです。例えば、来年子供を入れようかなと考えている保護者の皆さんに説明する以上は、この5年間の議論の結果はこのようになりましたということ、やはり来年の3月までにはきちんと整理していただきたいですし、そうする責任があると思っています。これは市民の皆さんに配って公表しているわけですから、やはり平成26年度の最後までには、これについての結果というのはきちんと議会を通じて市民の皆さんに示していただきたいと思います。その部分を要望しておきたいと思いますが、よろしいですか。

○福祉部長

そこについてはそのとおりだというふうに思っています。

○斎藤（博）委員

◎生活困窮者自立支援の取組について

次の質問に移しますが、生活困窮者自立支援法については、先ほど斎藤陽一良委員も取り上げていましたので、若干重複する部分もありますけれども、質問させていただきます。

最初に、この法律がつけられた背景なり目的を改めてお示しいただきたいと思います。

○（福祉）小野寺主幹

生活困窮者自立支援法ができた背景は、生活保護受給者が現在216万人を超えて、特に稼働年齢層の増加というのが非常に目立っています。生活保護以外でも非正規雇用労働者は年収200万円以下の給与所得者が増加してきて、要は生活困窮に至るリスクの高い層が非常に増加しているという状況です。こうした中で、社会保障制度や労働保険制度、いわゆる第1のセーフティーネットでは救済できないという生活困窮者のために、第2のセーフティーネットをもっと強化しなくてはならないという背景がありまして、今回の法律ができたということです。

目的については、法に書いてありますのでこのまま読み上げますが、生活困窮者自立支援法は、「自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。」となっています。

○斎藤（博）委員

何年前かに年越しテント村というのがありまして、要するに雇用を失うと住居も失って、生活基盤全てを失った人方が厚生労働省の近くにテントを張って正月を越していたということがありました。それをどうしたらいいのだろうかというふうに考えたときには、例えば最低賃金を上げるとか、働いている人間の権利なりをきちんと整理しないと無理だねというのが基本にあったと思います。今の話で言っている部分というのは、背景は年越しテント村をつくらせないような社会をどうやってつくっていかうかなというふうに考えたのではないかなと思うのですが、少しやり方について疑問だなと思うのです。最初に言葉として生活困窮者という言葉をよく使っているわけですが、これはどういう人のことを言っているのですか。

○（福祉）小野寺主幹

生活困窮者自立支援法の定義ということでは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」というふうに定義づけられています。

○斎藤（博）委員

文学みたいな世界で話をされていますが、例えば、今、小樽市が踏み込もうとしているときに、では小樽市内に生活困窮者は何人いるのですかと聞かれたら、何人なのですか。

○（福祉）小野寺主幹

具体的な数字は、この生活困窮者というのは引きこもりなどの方もいるので、いわゆる社会から断絶しているとか、社会的なつながりが全くない人もいるわけですから、そういう人たちの数字を拾うというのは非常に難しいと。また、先ほど法の定義を読みましたが、自治体によっては若干より幅広く受け止めている部分もあります。要は、今は経済的に困窮していないけれども、将来的に困窮する可能性がある方もいるわけです。例えば今は親の

年金で暮らしている引きこもりの人は親がいる間は生活困窮者ではないけれども、親が亡くなったら生活に困窮するわけです。では、そういう人たちに対しての支援が必要ないのかといたら、やはり必要になるわけです。そういった意味での定義というのは、実は取り組んでいる各自治体でばらばらでして、結局はばらばらであるということは、当然ながらその数というものも拾い方が違ってくと。この数の拾い方というのも各自治体で非常に苦慮してまして、数字としては出せないという形で整理しているところもあります。小樽市としても、数字としてはなかなか拾い出すのは難しいかというふうに考えます。

○齋藤（博）委員

条件を分けて、経済的に困窮している人、所得が幾らぐらいの人、そういうようなくくりがあって、それから不安定な雇用環境にある方というのも一定程度調べようとすれば調べられるかなというふうに思います。例えば親の年金で暮らしている人で自分には定職がなくて親が死んだらどうするのかという人を、どうやって把握していくのか。ましてや社会的に孤立している人だったりすると、言葉としてはわかるので、一つ一つとしては、どこかにいるのかなという感じがあるのだけでも、要は小樽市役所の全部のデータの中で、場面場面でそういったものというのは、ばらばらでも把握されているというふうに考えていいのでしょうか。

○（福祉）小野寺主幹

数字として拾い出すというのは非常に難しいのです。例えば税金を払えなくて滞納している人がいたときに、では、その人がみんな本当に生活困窮しているのかということとは言えないですし、また生活困窮者という定義は非常に主観的で、周りの人が困窮していると思ったとしても、例えばライフラインが停止しても自分は困窮しているとは思わないで生活している方もいるわけです。そういった中で、数字としての把握というのは非常に難しいと思います。

この制度が始まったときに、では小樽市の場合、例えば1,000人いる、2,000人いるということよりも、実際に、窓口に何人相談に来るのかといった数字が、何人を受け入れてどう接していけるかという部分がやはり大事なのかと思うので、そういった意味では全体的な数字の把握というのは難しいですし、それは開始しても難しいままで進むことになるのかというふうに考えています。

○齋藤（博）委員

今のお話からすると、対象になるのはこういうことだよとあって、いろいろなメニューを用意して、それに食いついてくるのを待つ。そして何とか対応して、ここでいう自立支援に乗っけていくということであって、小樽市のほうから働きかけていくということではないということでしょうか。

○（福祉）小野寺主幹

この法では生活困窮者の相談の受付については、待つだけではなくてアウトリーチ、こちらから出かけて行って相談に乗るということも含まれてまして、具体的にほかの自治体でやっている方法としては、福祉関係の機関からの情報提供、あるいは求職、就労関係機関からの情報、あるいは地域民生委員からの情報、また市民に周知することで市民本人からの直接の相談受付、そういった形で把握しております。

○齋藤（博）委員

今は、それぞれの担当の方というのは守秘義務みたいなものを持っていて、情報管理が厳しい時代なので、すごく難しいだろうと思うのですが、もう少し話を先に進めさせてもらいたいと思います。

先ほどの齋藤陽一良委員の質問との関連で聞かせてもらっていて、二つの事業についてお話をいただいたと思うのです。自立相談支援事業と任意事業という二つあるというふうに理解したのですが、まず、自立相談支援事業というのは、具体的にどういったものを考えられているのかをお聞かせいただけますか。

○（福祉）小野寺主幹

自立相談支援事業といいますのは、生活困窮者からまず相談を受け付けまして、その生活困窮者が抱える課題の

評価や分析を行い、自立に向けたプランの作成、生活全般にわたる包括的な支援を行うための関係機関との連絡調整を行う、そういった事業でございます。

○斎藤（博）委員

少し古い話なので、もう状況が変わっているかもしれないのですが、昔は福祉部なり福祉事務所などに福祉六法に関する相談窓口というのがつくられていて、相談に来た人は生活保護の相談をしているのではなくて、そういうことを調整して、本当に相談したいところにつないでいくという役割を果たすようなところがあったと思うのですが、まだ今もあるのですか。

○（福祉）小野寺主幹

今の福祉部の相談室は、そもそもが福祉六法によるもので、生活保護に特化した相談室ではないのです。ただ、実際には相談に来る方のほとんどが生活保護相談でそういったイメージになってしまっているのですが、つなぐ部分というのもあります。ただ、例えば介護保険ができたときに、非常に制度が難しい中では相談室の職員がそういった制度の熟知というのがなかなか難しい中では回ってしまう形になっている部分というのにも実際にはあるので、そうは見えないかもしれないのですが、形としてはまだそういった相談室であるということでございます。

○斎藤（博）委員

自立相談支援事業を展開していくときに、小樽市内ではハローワークという求人・求職活動をやっているところがありますし、労働基準監督署では最低賃金を守ってくださいとか、労働基準法を守ってくださいとか、そのような指導をしている国や道などいろいろな機関があるわけですが、それらとの連携というか、重なる部分というか、そういった部分についてはどういうふうに考えていったらいいのでしょうか。

○（福祉）小野寺主幹

もちろんそういった関係機関との連携はとっていくことになります。ただ、違いということと言いますと、例えばハローワークは求職者が自分で行って求職活動を行う、そういった人に対しての情報提供を行っていくのがハローワークですし、働いている人の権利を守るのが労働基準監督署だとしたら、今回の自立相談支援事業は、そういったことが自分の力でできない人に対してサポートする。例えば、引きこもっている人に対して外に出る、外出するというのを進めたり、ハローワークへの同行訪問あるいはそういったことを少しずつならしていく中で、就労に向けた生活改善というものをしていく。そのためのサポートをするということですので、そういったハローワークとかの前段の部分というふうに考えていただければよろしいかと思います。

○斎藤（博）委員

これから制度というかシステムをつくらうとしているので、今日は答えられないのかもしれないのですが、例えば小樽市にも相談に来られないような人、ハローワークにも相談に行けない、労働基準監督署にも行けない、民生・児童委員にもどこにも相談できないような人が、生活困窮者としては一番多いのかなと。要するに、相談できれば少しずつでも展望が開けるのではないかと思うわけですが、何もできない人がこのシステムに乗ってくるためには、どうしたらいいのでしょうか。どういうことを考えれば、市役所にも相談できない、ハローワークにも行けない、労働基準監督署にも行けない、民生・児童委員とかいろいろな人にも相談できないで困っている人がこのシステムに乗ってこえることになるのでしょうか。

○（福祉）小野寺主幹

まず、今、委員がおっしゃったような方がもし仮にいたとしたら、その人は現在どうやって生活しているかというふうに考えると、当然自分で働いていないわけですから、何らかの援助、例えば親がいたら親等の援助、そういったことがあった場合に、こういった制度を市民に周知することで、本人から御相談がなくても親あるいはその人に関係する近隣の方からの相談を受け付けて、そして何とか本人との面談にこぎつけて、同意を得て、こういったプランに乗っていくという形になっていくのかというふうに考えています。

○齋藤（博）委員

次に、二つ目の事業として任意事業という話があったと思うのですが、この任意事業という部分についてもう少し具体的に説明していただきたいと思います。

○（福祉）小野寺主幹

任意事業には、まず就労準備支援事業というのがありまして、就労に必要な訓練を日常生活自立とか社会生活自立段階から実施するものです。例えば仕事をするに当たって、昼夜逆転しているような生活をしている人の生活のリズムをつくる、そういったものに対するサポートをする事業です。次に、一時生活支援事業というのがありまして、住居のない生活困窮者に対して一定期間の宿泊場所や衣食の提供を行う事業です。次に、家計相談支援事業というのがありまして、家計に関する相談、家計管理に関する指導とか貸付けのあっせんなどを行う事業です。最後に、学習支援事業といいまして、生活困窮家庭の子供に対する教育的な指導、支援ということで、この四つが任意事業ということで国から示されているものでございます。

○齋藤（博）委員

任意事業については、まだ、小樽市としてどういうメニューを準備していくということにはなっていないという話だったかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○（福祉）小野寺主幹

任意事業は、もちろん目的等によって変わってくるのですが、どういったものが現在必要なのかというのを検討している段階でして、取り組むかどうかも含めて検討中としか今は答えられない状況です。

○齋藤（博）委員

生活困窮者自立支援といういろいろなメニューがあるのですが、解決する場面というか、局面を変えていくには就職ということなのですが、ほかの方法はあるのでしょうか。

○（福祉）小野寺主幹

一番は経済的な自立ですが、そうではなくて、生活困窮者というのはいろいろ複合的な問題を抱えています。例えば、借金の問題や親の介護、子供に障害があるなど、いろいろな問題を抱えているのです。でも、今の制度は、それぞれの部分に相談を受ける窓口しかありません。それを調整することによって一つでも二つでも解決して、本人の生活状況が今よりもレベルアップするのだとしたら、経済的な自立がなくても、それはこの事業の成功につながるのかというふうに考えています。

○齋藤（博）委員

考え方はわかるのですが、現実のいろいろな法律があります。条例など、小樽市もいろいろなものに縛られています。そういう縛りの中で今お話しいただいているような、超法規ではないと思うのですが、柔軟な取組というのが可能になるようなシステムというのは小樽市では担保されるのですか。

○（福祉）小野寺主幹

そういった方法をつくるために庁内の関係部署や市内の関係機関と連絡をとりながら、こういったシステムをつくっていくということ而努力しているところであります。

○齋藤（博）委員

一生懸命頑張っていると言っているのに、だめをつけるというわけでないですが、これは平成27年度実施と先ほどから言っていて、残された時間を逆算すると、これからのスケジュールとしては、現時点でのゴールと現在走っているところの距離感と、持っている時間を考えると、極めて厳しいというのが、これは勝手な印象ですけどもそのように思います。大体、これが本当に福祉部の仕事なのだろうかと、質問しているうちに思ってきたのですが、それはそれで横に置いて、例えば来年4月1日に何らかの事業を動かすとしたら、逆算していきますよね。そういった意味で、現時点で4月1日に向けたスケジュールをどういうふうにお持ちになっているか、お聞かせいただけ

ますか。

○（福祉）小野寺主幹

委員のおっしゃるとおり、非常に厳しい状況の中で今は動いています。実は、先ほども斉藤陽一良委員の御質問に答えましたが、全国的に取組が遅れていまして、国からのこの事業に対しての詳細の部分は、夏ごろに示される状況です。ですから、それを待たなくてはならない部分というのがあるのですが、それはそれとして、市として動ける部分という中で動いて、先ほども話しましたが、直営にするのか委託にするのか、任意事業をやるのかどうか、そういったもろもろについて、少なくとも今年中、できれば早いうちに、秋ぐらいには一定の姿を示せるような形でやりたいと思っています。もろもろの部分というのは全部並行して行っていますので、いつまでに何ということについては具体的に示せないのですが、一つの目安としては今年中というふうと考えていただければと思います。

○斎藤（博）委員

私は、主幹の話も踏まえて、モデル事業を展開しているところや作業が進んでいるところなりを調べさせていただいて、第3回定例会でもう一回質問をさせていただきたいと思っていますので、予告して質問を終わりたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎子ども・子育て支援新制度について

まず、子ども・子育て支援新制度についてであります。

今回、ニーズ調査の結果報告があり、これはきちんとして報告されていますのであれですが、とりあえず、今の市の今後の展開ということで質問をしようと思っているのですが、今、全体的な利用者の意向は聞いたのですが、これにかかわって事業者の選択の関係があると思うのです。選択をするために市では今後何を用意して周知して、そして選択していただくかという問題があります。これは4月1日から始まりますので、その前には利用する方々がどういう形でやるのかについて、例えば負担についてとか、こういうのにつきましては、どのようなときにそういうのを掲示して、そして選択してもらうのかという問題があるかと思っています。

具体的には、1号認定、2号認定、3号認定という問題があるのですが、そういう認定を受けるのは、どこの施設を利用する場合に適用があるのか。また、そういう利用の中でも、例えば教育的な部分と保育的な部分の関係が議論されていますが、このあたりは例えば保育にかかわっては短時間の範囲とか、普通の範囲という感じでやりとりすると、小樽市はこの辺についてどのような形で今後考えて、そしてそういう利用者に対していつごろにそういう情報提供をされるのかなと思うのですが、この辺につきまして、あらあらですが、これからのお考えを聞きたいと思います。

また、これについては、市の条例的な部分がかかわると思いますので、議会を通さなければならないことは当然考えると思いますので、今後そういう面ではいつの時点でそういうものを想定しているのかなと思っているのですが、どうでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

利用者へのスケジュールということで申しますが、国におきましては、新制度の実施につきましては、消費税の10パーセントへの引上げを前提としまして平成27年4月と予定しているところでございます。それで、利用者の方につきましては、4月からこの新制度を利用していただくという前提になりますが、おおむね本年10月以降に、そうしたいろいろな手続関係が実施できるようにという考え方を示しているところでございます。

また、関連しまして、この利用者の負担額でございますが、先般、5 月末ぐらいに国は国の予算案という形で出てくるわけですが、そうした案を初めて示しております。それを基にこれから検討が必要になってきますけれども、そのほかにも例えば今まで補助事業でやっていたものでも、一部利用者の御負担をいただいているものもありますが、そういった関係についてはまだ示されておられません。ですから、そういったものも含めて、今後、検討が必要だと思っております。

また、新制度にかかわる子供の認定ということですが、新制度になりますと三つの部分で、1 号、2 号、3 号という言い方をしますが、認定をして、新制度を利用させていただくことになります。その認定につきましても、一定程度、国の示す内容を基に、法令などを基に市の段階で規則なり必要な整備をしていくことになる予定と考えております。

また、対象となる施設については、新制度に移行する施設において、そういう子供の認定が前提になっているというものでございます。

また、保育所の金額の制度の内容の中で、保育の時間につきまして、フルタイムの保護者を想定したタイプとパートタイムの保護者を想定したタイプということで、保育の時間を 2 種類に分けて示しております。そういったごくごく原則的なものは出ているのですが、例えば時間帯の設定をどういう時間帯で行うのか、また、その前後に延長保育などが発生することがあるのですけれども、そういった場合の延長保育のつけ方の問題、これもまだ延長保育にかかわる事業の実施要綱が示されておられませんので、新制度の内容を見ませんと、利用者の方に今度からこういうふうに変わりますという具体的なものはまだ示すことができない状態でございます。ですから、そういうのを待って、検討した後に示すことになるかと思っております。

次に、条例の関係でございますけれども、新制度の給付にかかわる部分では、今までの認可や指導監督とは違うのですが、一定程度施設の運営について確認するというのが市町村で行うことになっております。また、19 人以下の小規模な施設の地域型の保育事業と言われている部分があるのですが、そういった部分の認可を行うということがございます。そういった新制度の移行に関連するようなものが主なことになるのですが、そういったものの条例化が必要になってきております。時期としては、今後、取扱いの関係はありますが、第 3 回定例会ないし第 4 回定例会の時期ということで想定しております。

○吹田委員

保育所の関係は、新たに入りたいという方については、年度を超えた形で動いていると思うのですが、幼稚園や、恐らく認定こども園でも幼稚園にかかわるような場合は、年度内に募集が始まるようなイメージを持っています。そういう面では、第 3 回定例会できちんとしていないと事業者の関係の人たちが若干困るかなという感じがするのですが、この辺については、第 3 回定例会か第 4 回定例会という話ですけれども、これについて事業者への配慮はどのようになっていますか。

○（福祉）子育て支援課長

今、幼稚園の関係でのお話でしたが、全国的には秋の時期に新年度の入園や募集をすることも多いと聞いております。国においては、国の予算が決定になって正式決定になるわけですから、それから関係する規則の改正などを行っていくのが通常であります。国が現在示している考え方としては、その予算案の予定は予定として利用者に示して、そういったことで募集をしたかどうかというのが一つ出ております。ただ、現実的にそれができるかということについては、先ほどのいろいろ細かい内容の部分が付随してまいりますので、よく検討して秋以降の時期の対応を事業者からもお話を伺うことなども必要だと思いますので、そういうところを含めて検討してまいりたいと考えております。

○吹田委員

これは本来、国の地方に対する示し方があまりにも遅かったというのが実際でありまして、さまざまな条例など

を考えましたら、この第 2 回定例会で決めておくのが本来の動きだと考えております。ですから、これは小樽市の行政の方々の責任ではないのかなという感じがしますが、来年 4 月にはスタートすることが決まっているということです、私はそれなりに皆さんのほうで鋭意進めていただきたいと思っています。いずれにしても、さまざまな利用される方々に混乱がないように進めていただくように、ぜひお願いしたいと考えています。

また、こういう子育ての関係ですから、利用者の負担の関係でも国は国で示しますが、市は市で独自にそういう面について少しでもいい形で、利用される方に有利な形でやっていただければということをおは希望したいと思っておりますので、これについては希望でございますので、あくまでもそういう面では子育て支援の関係でございますし、そういうのも含めて進めていただきたいと思っていますので、お願いしたいと思っております。

◎多児家庭への支援について

時間の関係もありますので次に参りますが、二つ目の質問として、多児家庭への支援について伺いますけれども、資料によりますと小樽市ではここ 4 年ほどで生まれている方々が 5 年間で 3,500 人なので、年間では 600 人から 700 人ぐらいです。このうち第 1 子として生まれた方々は、年間にすると 322 人で、率にして 45 パーセントぐらいです。今、東京都議会でも何か問題になっていますが、私はたくさんの家族をつくってみたい方々にお願いして、そして社会が成り立つようなものになっていただければなという感じで考えております。これについては、少しでもそういう形でされますと、今は平均で、これは第 1 子、第 2 子がびたりという話ではないのですが、第 2 子が生まれているのが平均すると 36.3 パーセント。それは、1 人目が生まれた方々の中に、2 人目が生まれる可能性が非常にあるということだと思っております。これが第 3 子になると大きく数字が落ちてしまうのですが、やはり皆さんが 1 人の子供だけの家庭よりも、子供の数が多い、異年齢の形でさまざまな成長していただくのは非常にいいことだと思っておりますので、この辺について、ぜひ市でもさまざまな政策を打って、これをやっていただきたいなと思っております。私は前からお話ししているように、第 3 子以上にはしっかりとしたいいわゆる経済的なものを差し上げて、それを一つの産業的な形で見てもいいのかなと。皆さん、さまざまなことをやるのですけれども、子育てには費用がかかるということをおは理解すると、これは十分可能性があると考えていますので、その辺も含めて、ぜひ多児世帯の家庭への支援を、また再度お願いしたいと考えているのですけれども、何か名案はないものかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

多児の方への子育て支援策という質問かと思うのですが、確かに今では児童手当の金銭的な給付などもございまして、そのほかいろいろ子育て支援策などもあると思っております。そういう中では、やはり財政負担も含めて国が中心となって進めてもらうというのが基本だと思っておりますし、私どもとしてもそうした立場で国へ必要なことがあれば意見として申し上げてまいりたいと、そのように考えております。

○吹田委員

ぜひ、この辺については、さまざまな形で行政だけでなく、皆さんに考えていただくことが必要かと思っておりますので、今後ともその辺については頑張っていただきたいと思っております。

◎感染症ワクチンについて

次に、感染症ワクチンについて保健所に伺いますが、現在、法定接種と任意接種というやり方があるのですけれども、これについて基本的な考え方を聞きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

現在行われています予防接種につきましては、予防接種法に基づいて行われます定期接種と、予防接種法に基づかない任意接種の大きく二つに分かれております。

予防接種法に基づく定期接種の中には、A 類と B 類という分類がありまして、A 類につきましては、公衆衛生的に集団予防や重篤な病気を予防するという目的がございまして、受ける方あるいは保護者の方の努力義務がありま

す。もう一つのB類につきましては、主に個人予防に重点が置かれまして、努力義務は課せられていないものになります。

○吹田委員

ワクチンについては先ほども少し話が出ていましたが、水ぼうそうのワクチンについては、任意接種から一つ格上げされたということですが、これはどういう考え方で任意接種から定期接種に変えたと思いますか、いかがでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

まず、水痘の予防接種の導入の背景でございますが、このことにつきましては、予防接種の施策の評価、あるいは次代を担う子供たちを感染症から守っていくこと、健やかに育っていくことを支えていくという目的の下に予防接種に関する制度の見直しが行われております。それが平成24年5月に行われまして、幾つかの提言がなされております。その中に、今後、定期接種として導入していかなければならない予防接種として七つのワクチンが示されているのですが、その中に水痘も位置づけられまして、先に進められていますヒブワクチンや肺炎球菌ワクチン等の予防接種に続きまして、この秋から定期接種化が決定したところであります。

○吹田委員

この予防接種については、本人は無料と考えておりますが、恐らくこれは10月から実施するのでしょうか、これについて市では既に予算化されているものなのでしょうか。それともこれから予算化するというのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

この件につきましては、第3回定例会に計上させていただき予定になっておりまして、水痘の予防接種は、A類の中に含まれますが、ほかの予防接種と同様に受ける方の費用負担はない予定になります。

○吹田委員

水ぼうそうのワクチンは1974年に日本で開発されたものでございまして、今からちょうど40年前ですが、これは非常に有効なものだと思っています。この予防接種は、今までは1回だったのですが、今回は2回という形で聞いていますけれども、このような変更は、どのように考えてそういうふうになったのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

現在、水痘は任意接種でございますが、法定化されますと、生後12か月から36か月に至るまでの間にある方に対して、生後12か月から15か月に至るまでの間にまず1回目を行います。その後、免疫力を高めるということで、1回目を打った後、6か月から12か月に至るまでの間に2回目を追加で行うことになっております。

○吹田委員

水ぼうそうは大変感染力が強く、集団生活の中では感染する確率が非常に高いのですが、今回調べた中では、こういうものが発生したときに、今までかかっていない人に対しては、72時間以内にワクチンを接種すると発症しないというように言われているのですけれども、これから取り組む場合、そういうことも含めて周知することになるのですか。

○（保健所）山谷主幹

確かに委員のおっしゃるように、まだ水痘にかかっていない方が水痘にかかった方と接触した場合、感染力が強いですので、うつる可能性はございますが、72時間以内、3日以内に緊急的に予防接種をしますと、その発症や重症化を予防することができるというふうには言われております。ただ、積極的に予防していくためには、やはりかかる前にワクチン接種を行うことが重要だと考えておりまして、予防接種が始まりますと、1歳からの方が対象になるのですが、標準的と言われる時期に、適切とされる時期にきちんと早めに打っていただけるように、まずはその周知といいますか、勧奨を行っていきたいと考えております。

現在、子供の生まれた家庭には、全戸訪問をこんにちは赤ちゃん事業ということで行っております。また、1歳前の健診としましては、10か月健診が行われておりますので、そういった場で、訪問や健診でも話を伺う問診などの時間がございますので、早期の受けられる時期になったら早めに受けていただくことにつきまして、そういったときを活用しまして勤めていきたいと思っております。

また、委員もおっしゃった緊急的な予防のための接種につきましては、そのエビデンスといえますか、根拠などにつきまして確認しつつ、このこと以外に関しまして、いろいろな情報を精査しまして、必要な情報については周知を行っていきたくと考えております。

○吹田委員

今までも定期接種の関係でされているほかの予防接種はやっているのですけれども、水ぼうそうのワクチンが定期接種になりましたら、どの程度の皆さんに接種していただけると予想されますか。

また、定期接種については、接種する際の年齢制限があるかどうか。市が負担する、国が負担するものについては、いつの段階でやる必要があるのかどうか。

また、今問題なのは、水ぼうそうになっていないで大人になっている方々で、例えば妊婦が水ぼうそうなると大変な問題が起きてしまうということがありますので、そういうものについては、どのような形で対応されるのかと思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

まず、定期接種化になった場合、どれぐらいの接種率になるかということにつきましては、なかなか予測がつかないのですが、現在、そのほかの定期接種などは大体85パーセントから95パーセントぐらいの接種率になっておりますので、水痘につきましても同じぐらいの接種率になるのではないかと考えております。

水痘の、今回の定期接種の対象者は、先ほども答弁させていただきましたが、まず1歳から3歳までの子供が対象となりまして、2回接種となっております。また、経過措置としましては、生後36か月、3歳から生後60か月、5歳までの間にある方に関して、経過措置として1回接種することが平成26年度に限り可能になっております。それ以外の方については任意接種になってしまうのですが、予防接種をしていない、罹患したことがない方につきましては、定期接種の対象年齢以外の方については任意接種になるかと思うのですけれども、接種については勧奨していくことが必要だというふうに考えております。

○吹田委員

どちらにしましても、水ぼうそうについては、子供たちがかかると大変な苦痛を感じるようなことがいっぱいありますので、なるべく水ぼうそうにならないように保護者には積極的に広報して、接種していただけるように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎生活保護について

次に、生活保護にかかわって、今、生活保護では世帯の単位で考えられていて、高齢者の関係、障害者、母子などがあるのですけれども、その他の世帯という形で振り分けているのはどういう内容の方なのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

世帯数の区分けですが、統計的な区分けの種類の中には、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯というのがございます、これらに該当しないものをその他世帯と言っております。

○吹田委員

その他の世帯という方は、実際には、職業のない、いわゆる現役の方々が多いかと思うのですが、これらの方々の状況というのは、この推移を考えましたら人数的にはどんな感じですか。

○（福祉）生活支援第2課長

直近の3年間の部分で答えさせていただきたいと思っております。平成23年度は368世帯、24年度が537世帯、25年度が

574世帯となっております。

○吹田委員

私は、この方々が生活保護世帯から離れられるチャンスが非常に高い方なのだと思います。この方々が生活保護から離れられるための方策的なものについて、原課ではどのような形で対応されているのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

現在、本市が行っております生活保護受給者に対する就労支援の取組状況についてですが、本市には就業指導員という就労支援を専門に行っている支援員が現在2名おります。また、地区担当のケースワーカーやハローワークとの連携によりまして、生活保護受給者の就労の支援を行っているのですが、具体的には職業紹介を行ったり、企業面接の受け方をアドバイスしたり、履歴書の書き方を教えたりといった就労に向けた支援を行っております。

○吹田委員

参考までに伺いますけれども、仕事がなく生活保護を受けている場合がありますが、この場合は、月額でどの程度の生活保護費を差し上げているのですか。例えば夫婦と子供2人、又は夫婦だけ2人、あるいは単身であるという場合には、どの程度の生活保護費を差し上げているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

平成26年度の保護基準で、一般家庭におけるモデルケースとして算定した月額の最低生活費になりますが、30歳代の夫婦2人世帯でいきますと、最低生活費でいきますと14万9,410円になっております。次に、40歳代の夫婦と小学生、中学生、1人ずつ子供がいた場合の4人世帯で算定をいたしますと、24万5,420円となっております。また、一番働き盛りの20歳代から40歳の単身の方でいきますと、月額10万2,880円となっております。

○吹田委員

先ほども質問された方がいらっしゃるのですが、こういった保護世帯から離れた方々の人数が結構いらっしゃる原因としては、例えば夫婦でしたら、2人とも働いたから離れられたのか、それとも1人で働いて離れたのかという問題があると思うのですが、この辺の事情については全体的な見方としてはどうでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

就労収入が得られたということで、保護から脱却するという理由で廃止になった方がいらっしゃるのですが、夫婦2人で働いたからといったような内訳は押さえてはいないのですが、生活保護というのは、単純に法が保障する生活保護法で言うところの生活水準、いわゆる最低生活費がございます。これを下回れば生活保護が受けられますし、これを超えるだけの収入があれば生活保護は受けられないということになりますので、生活保護は世帯単位で受給する形になりますので、その世帯の中で夫の働きだけでは足りなければ生活保護になりますし、そこで妻が働けるような状態になったときに、その合計した収入が最低生活費を超えたときに保護から脱却という形になります。

○吹田委員

小樽の場合は全体的な給料ベースが低いですから、やはりこれを脱するためには夫婦で協力して進めていただかないのかなという感じがします。どちらにしましても、私たちも、さまざまな関係の方に、特に子供のいる家庭については状況を見まして、生活保護を受けてまず生活基盤をつくってもらいたいとよく言うのですが、この辺についても、先ほどからあるように生活困窮者自立支援というものが一体となって動くと思うのです。生活支援課では、この生活困窮者自立支援の関係の方々とは、どのような連携をとりながら、小樽のそういう生活の大変難しい方々の対応されているのかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

先ほど福祉部主幹から、生活困窮者の窓口を来年度に向けて開設する準備を進めているという説明がありました

が、実際にそちらに相談に行かれる生活困窮者の方、相談者の方、いろいろな状況が考えられると思います。いろいろ話を聞いた中で、経済的に困窮しているということで最低限度の生活を維持できない、生活保護以外のその他の制度を利用してもやはりどうにもならないという状況の場合には、速やかに福祉部相談室、生活保護のほうに引き継いでいただいて、そこで何とかならないかということで、生活保護は最後のセーフティーネットと言われておりますので、その辺で連携をとっていかなければならないと考えております。

○吹田委員

どちらにしましても、やはり皆さんがそういう立場になったときに、簡単に相談に行ってよく内容を確認できるような受入れ態勢を常につくっていただきたいと思いますので、この辺についてはそういう形でお願いしたいと思います。

◎不法投棄対策について

続きまして、不法投棄対策について伺います。

今、不法投棄的なものが実際に投棄されないようにするための手段として、どのような対応をされているのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

不法投棄の防止でございますが、そういったことをしないようにしていただくということで、マナー向上に向けての啓発等を行っているところでございます。

○吹田委員

例えば、道路際に物を投げ捨てる場合、そこがきれいであれば、なかなか目立って捨てられないという状況があると思うのです。しかし今は、皆さんも近くを見るとわかりますように、極端に雑草が高くなっていますので、捨てやすい状況になっているのではないかと思いますのですが、廃棄物対策課では、その辺についてどのような形で見ていらっしゃるのか。これは、違う課で雑草を刈り取ることがあるのですが、それは最大に伸びてから切るのが基本でございまして、私は最初に切っておけば、あんなことにはならないと思います。だから本当は、こちらが担当ではないのですが、もう少し早い時期に、少し芽が出てきたらそれを刈ってしまえばそれは伸びないということになると思うのです。今は、もうどこもかしこも背より高い雑草がいっぱいありまして、これからじっくりと仕事ができたらやりやすよという状況になっていると思うのですが、廃棄物対策課では、その辺のところについてどのように考えて対応されるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

沿道等の草刈りにつきましては、発注する担当部局によって都合があるのではと思いますが、不法投棄の防止の観点からは、やはり草丈がないほうが良いとは思っております。

○吹田委員

それと、ごみの関係では、今、ボランティア等がごみを収集した場合は、その処理費用については市が持っているということですが、その処理費用については市が持つのですから、その費用がどの程度かかっているかについて何か数字的なもので示すことはできるでしょうか。

○（生活環境）管理課長

個人の方がボランティアで回収していただく際には、ボランティア用のごみ袋を差し上げております。このボランティア用のごみ袋につきましては、平成25年度は8,000枚ほど注文しておりまして、費用としては13万円ほどかかっております。ただ、それ以外の費用につきましては、なかなか算出は難しいと考えております。理由といたしましては、ボランティア収集のごみにつきましては、個人の方はボランティア用のごみ袋を使っていただいて、それを集めていただいた後は、燃やさないごみの収集日にごみステーションに出していただいております。町会の団体等が集めていただいた場合には、廃棄物事業所の職員があらかじめ打ち合わせした集積場所に通常業務の合間に回収

に行くこともありまして、トータルの回収量としては全体のごみの回収量の量と比べてわずかでありまして、また通常の委託業務の一環として集められることもありますので、ボランティアで集めていただいたごみの回収費用だけを特化して算出するのは難しいという状況です。

○吹田委員

ごみを投げたものを拾っていただくのは当然のことなので、やるのは当たり前なのですが、やはり投げられないようにするための対策も必要だろうとっております。今、カラスが取りに来るのを防止するためには、カラス用のネットを張るのですが、不法にごみが投げられるような場所については、そういうものを投げられないようにネットを張るとか、大型のごみが投げられるところは大体特定されていますから、そういうところには監視システムを置いて、本体で電波を受けて記録しておくというふうにしますと非常に有効かなと思うのです。そういうような形で実際に投棄する方々にプレッシャーを与えない限りは常に投げられるということがありますけれども、不法投棄防止について市は、具体的なそういう手法を考えているのかどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

今、ネットという話がありましたけれども、例えば石狩湾新港地区の防風林などは、かつてはひどい不法投棄だったのですが、石狩森林管理署で柵を設置してからは中のほうにはそんなに捨てられなくなっています。それから、監視カメラにつきましては、ほかの自治体で設置している例を見ますのは、大規模な不法投棄がされる場所に設置している例がほとんどかと思えます。効果について聞いてみますと、確かにカメラが写っている範囲内においてはごみがなくなったということは聞いておりますが、市でつけるかについては、費用対効果の問題もありまして少し難しいのではないかと考えてございます。

○吹田委員

どちらにしましても、そういった教育の問題も含めて、また、そういう不法何とかというようなものは、法律を犯す人たちですから、犯さないようにこちらで体制をとるのも必要だと思いますので、ぜひこの辺についてはこれから検討をお願いしたいと考えます。

◎議案第 9 号工事請負契約について

最後に、議案第 9 号についてですが、予算特別委員会に付託していただけたら、財政課がいるのでよかったのですが、厚生常任委員会に付託された議案ですから、ここで言うしかないと考えているのです。やはりこれは入札にかかわって非常に金額的に高かったと。ただ、これは適正に行われているから、契約についての議案として、こうやってあります。私は、これについて反対するものではないと考えますが、ただ言えることは、やはりこういうものを高い金額で落札するにはそれなりの理由があって高く落ちていると考えているのです。私は、今回もちょっと国のほうで司法取引だという話が出ていましたけれども、私もあれはいいなと思っております、やはりこういう形にならないようにするためのことが絶対必要だろうとっておりますので、これはぜひ皆さんに、こちらの福祉部なりなんりのそういうことについては直接的なことができないことはないのでありますから、ぜひそういうことをほかの部署に言っていただきたいと考えております。今、A 1 クラスについては、ほとんどが 95 パーセントをキープして落ちていかないものですから、これが少しでも変化することを期待してまして、私はここで話したいと思っております。今回も 90 億円のものであれば大体金額的に 1,300 万円ぐらいが余って、それを有効に使えば別のことができるのですから、私はやはりこういうものについては常に、皆さんから集めた税金を使うのですから、前回、財政部長からは、大きな会社は共通経費がかかるからやむを得ないのだという話があったような気がしますが、それはやり方だと思いますので、はいそうですかとはいかないと思っておりますので、ぜひその部分も含めてお伝え願いたいと思っております。ぜひ、これからも、市の公共のものについては適切なやり方をさせていただいて、市民に納得していただけるような進め方をさせていただきたいと思っております。これは私の意見でございますので、ぜひそのように伝えていただきたいと思っておりますが、これについての御答弁はいただけませんので、これで質

問を終わりたいと思います。

○委員長

吹田委員、ただいまの質問は意見を伝えてほしいという内容でしたが、どの部署がどこに意見を伝えるのかは言わなくていいのですか。

○吹田委員

これにつきましては、この数字をつくっているところ、建設などのそういう関係と、契約の関係、財政のお金を握っているところに対して、きちんと伝えていただきたいと思います。

○委員長

誰が伝えるのですか。

○吹田委員

今回は福祉部長にお願いしたいと思います、今回は、銭函保育所の関係の議案でしたから。

(「御指名でございます」と呼ぶ者あり)

よろしく申し上げます。

○委員長

そういうことで、建設部、契約管財課、財政課に対して、福祉部長から伝えてほしいという御意見でございました。

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時32分

再開 午後 5 時53分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して討論いたします。

厚生常任委員会に付託された議案第 8 号、第 9 号、第12号が説明されました。日本共産党として各議案とも賛成であることから、議案の討論は省かせていただきます。

継続審査中の請願及び陳情については、願意は妥当であり、採択を求め、各党派、各議員の皆さんの賛同を呼びかけます。

なお、今期の議員としての期間が残り 1 年を切っています。しかし、市民からの請願・陳情について、継続審査中として改めて検討されることなく経過しています。この間には自治基本条例も制定されましたが、この条例の趣旨から、議員として市民の要求を真摯に受け止め、議論することが求められていると思います。

各党派の議員においては、改めて請願・陳情の趣旨を御理解、御確認の上、今後、積極的な議論を進めていただきたいと考えています。いつまでも継続審査として放置することなく、今の任期中に審査を進めるよう要請いたしまして、討論とさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決しました。

次に、陳情第321号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。

請願及び陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。